



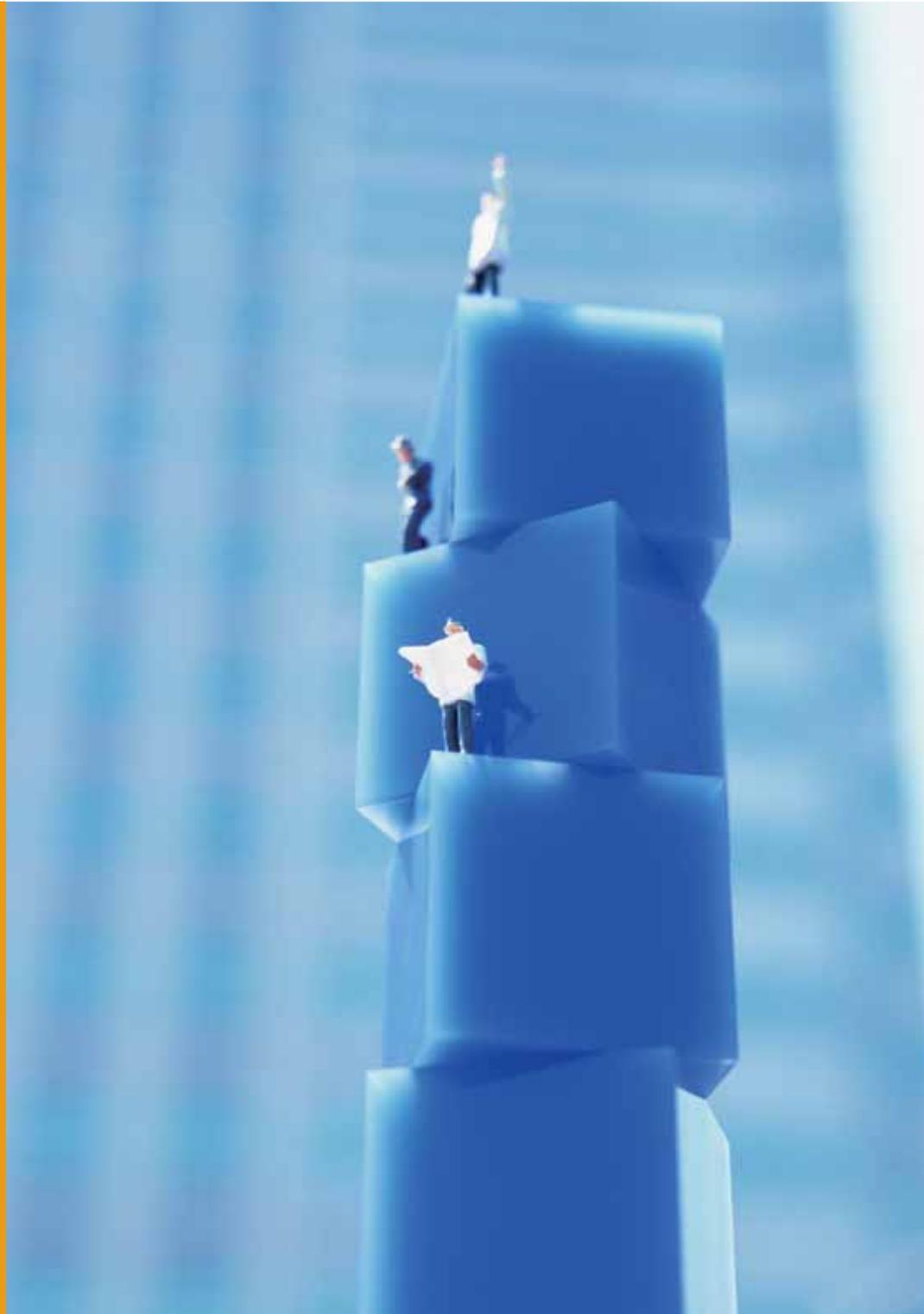
SOMPO
ホールディングス

Innovation for Wellbeing

確定拠出年金(企業型)

手続きガイドブック

～制度の内容と各種お手続きのご案内～

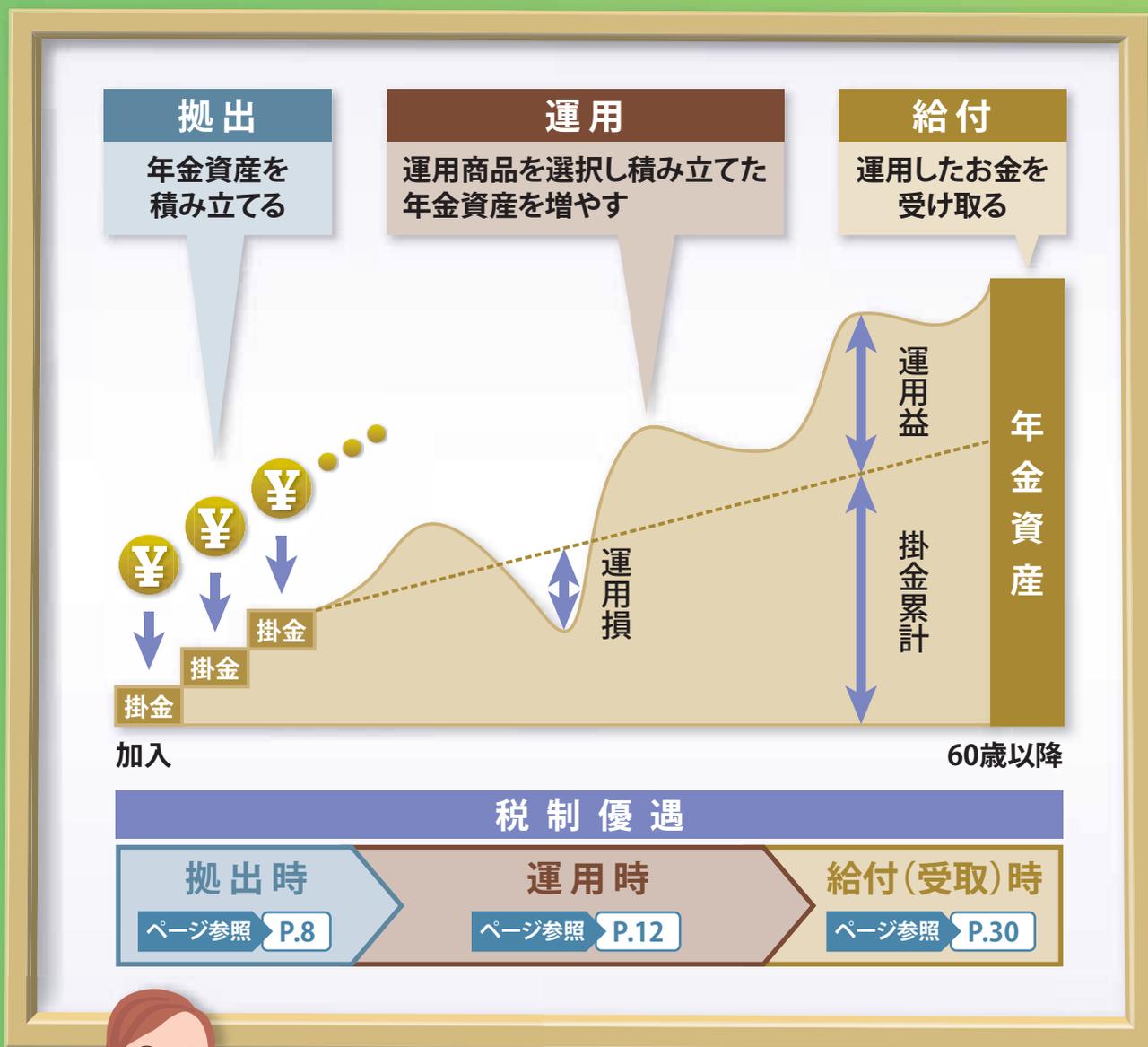


確定拠出年金制度は、

老後の生活の安定のために、税制優遇のもとで
事業主または加入者が拠出した資金を

ご自身の判断で運用し、

その結果(年金資産)に応じて、給付を受ける制度です。



目次

	ページ
各章のポイント	3～6
1 確定拠出年金制度とは	7～10
「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ	7
確定拠出年金制度の種類	7
確定拠出年金の掛金	8
企業型確定拠出年金制度の役割分担	9
加入者等の保護に関する措置	9
ご加入にあたりご理解いただきたいこと	10
2 加入時の手続き	11～18
必要な手続き	11
運用について	11
掛金の配分割合指定について	12
アンサーネットによる配分割合指定方法	14
資産移換について	17
3 加入期間中の手続き	19～26
資産状況の確認[アンサーネット]	19
資産状況の確認[確定拠出年金 資産残高のお知らせ]	21
運用商品の変更方法	23
アンサーネットによる運用商品の変更方法	25
4 給付の手続き	27～30
給付の種類	27
手続きについて	29
受取時の税制優遇など	30
5 60歳未満で会社を退職されるときの手続き	31～34
退職前に確認、理解いただきたいこと	31
退職後の手続きについて	32
脱退一時金の請求	34
6 その他	35～36
その他の手続き	35
老齢給付金の税金計算について	36
アンサーネットご利用の手引き	37～38
確定拠出年金加入者用サービス利用規定	39～40
損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)	41
個人情報の取扱について	42

電話とインターネットのサービスを利用いただけます。

<p style="text-align: center; color: #e67e22;">電話での問い合わせ(アンサーセンター)</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;"> 0120-401-648 </div> <p style="font-size: 0.8em;">平日:午前9時～午後8時 土日祝日:午前9時～午後5時 (年末年始、5/3～5/5およびメンテナンス日は除く) 海外からはTel.03-5325-6220(有料)</p> <div style="background-color: #f1c40f; padding: 5px; font-size: 0.8em;"> <p>全国どこからでも無料で電話による問い合わせ・ 手続きを利用いただけるサービスです。 知識と経験の豊富なオペレーターが対応いたします。</p> </div>	<p style="text-align: center; color: #e67e22;">インターネットの利用(アンサーネット)</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;"> www.sjnk-dc.co.jp/answernet </div> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">毎日24時間 (システムメンテナンス日は除く)</p> <div style="background-color: #f1c40f; padding: 5px; font-size: 0.8em;"> <p>インターネットで残高照会、運用商品の変更や運用 商品に関する最新情報を確認することができる サービスです。</p> </div>
--	--

1 確定拠出年金制度とは
2 加入時の手続き
3 加入期間中の手続き
4 給付の手続き
5 60歳未満で会社を退職されるときの手続き
6 その他

各章のポイント 確定拠出年金制度の加入

各章のポイントを案内します。

はじめに

スターターキットと「口座開設のお知らせ」を確認しましょう。

※スターターキットと「口座開設のお知らせ」は、別便で送付されます。

◎スターターキットの同封物を確認する

確定拠出年金制度と運用商品のご案内

【確定拠出年金制度の概要】

- My DC PLAN

【運用商品の内容】

- 運用商品一覧
- 運用商品案内
- 投資信託について

【運用商品の実績】

- 運用実績一覧表(パフォーマンスシート)
- 利率実績表・確定拠出年金向け説明資料(データシート)／リターン実績表
- 確定拠出年金向け説明資料(データシート)の読み方

手続きガイドブック

運用の世界へようこそ!

資産配分チェックシート

マッチング拠出の手引き^{注1}

返信用封筒^{注2}

※内容は主なもののみ記載しています。

注1: マッチング拠出を導入している場合のみ、同封されています。

注2: 当社宛書類の提出に利用ください。

◎「口座開設のお知らせ」を確認する

記載されている住所等の登録内容を確認ください。訂正が必要な場合等は速やかに勤務先の年金担当部門(人事部など)に申し出てください。

記載されている「ログインID」と「仮パスワード」でアンサーネットが利用できます。アンサーネットでは配分割合の指定、運用商品や制度についての詳細の確認などができます。

ページ参照 P.14、P.37～38

1 確定拠出年金制度とは

確定拠出年金制度を理解し、自社の制度内容を確認しましょう。

◎確定拠出年金制度を理解する

これから掛金を毎月積み立て、運用していくために確定拠出年金制度がどのような制度か理解しましょう。

ページ参照 P.7～9

「ご加入にあたりご理解いただきたいこと」について確認ください。

ページ参照 P.10

◎自社の制度内容を確認する

毎月の掛金の算定方法など、自社の確定拠出年金制度の内容を確認しましょう。制度内容は加入されている企業型確定拠出年金規約で定められています。企業型確定拠出年金の概要は「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」のMy DC PLANなどで確認できます。アンサーネットでは直近の企業型確定拠出年金規約とMy DC PLANが掲載されています。

冊子参照 確定拠出年金制度と運用商品のご案内 >> My DC PLAN



から給付金の受取りまで

2 加入時の手続き

運用の基礎と運用商品について理解し、配分割合（運用商品の購入割合）指定をおこなひましょう。

◎必要な手続きを確認する

加入した際におこなう必要がある手続きについて確認しましょう。

ページ参照 P.11

◎運用の基礎を理解する

配分割合を決めるために、まずは「運用の世界へようこそ!」で運用の基礎を理解しましょう。

ページ参照 P.11~12

◎自社の制度で選択できる運用商品とその内容を理解する

運用の基礎を理解したら、自社の制度で選択できる運用商品とその内容を理解しましょう。

選択できる運用商品は「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」の運用商品一覧、運用商品案内などで確認できます。

◎掛金の配分割合指定をおこなう

掛金の配分割合指定はアンサーネットとアンサーセンターでおこなえます。「配分割合指定申込書」が「口座開設のお知らせ」に同封されている場合は、「配分割合指定申込書」による配分割合指定も利用できます。

ページ参照 P.12~13

以前ご加入の年金制度から資産などの持ち運びがある場合（資産移換について）

ページ参照 P.17~18

冊子参照 運用の世界へようこそ!



冊子参照 確定拠出年金制度と運用商品のご案内
≫ 運用商品一覧、≫ 運用商品案内



書類参照 配分割合指定申込書



確定拠出年金制度の加入から給付金の受取りまで

3 加入期間中の手続き

資産の運用状況を定期的に確認し、状況に応じて、運用商品の変更を検討しましょう。

◎自分の資産状況を確認する

ご自身の判断で運用を行うため、定期的にご自身の資産がどのような状況か確認しましょう。毎年「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」が送付されます。また、アンサーネットとアンサーセンターで資産残高を随時確認できます。

ページ参照 P.19～22

◎資産状況をもとにご自身にあった運用となっているか確認する

資産状況とご自身の運用方針(考え方)について確認しましょう。

◎運用商品(資産配分)の変更をすべきか検討する

変更の検討にあたっては、運用商品に関する最新情報を確認しましょう。運用実績表(パフォーマンスシート)、利率実績表、リターン実績表、確定拠出年金向け説明資料(データシート)などがアンサーネットに掲載されています。

◎検討結果に応じて、運用商品の変更をおこなう

運用商品の変更は、スイッチング(預け替え)や配分割合の変更でおこないましょう。アンサーネットやアンサーセンターで手続きできます。

ページ参照 P.23～26

【アンサーネット画面】

The screenshot shows the AnswerNet interface for a DC Pension Plan. The top navigation bar includes links for 'Home Page', 'About Us', 'Investment Products', 'Switching', and 'Withdrawal'. The main content area displays the user's name (Mr. Hoshino) and their current asset balance of 2,173,005 yen. Below this, there are buttons for 'Switching (Pre-transfer)' and 'View Investment Products'. A blue arrow points from the 'Switching' button to a detailed section titled 'スイッチング(預け替え)'. This section explains the switching process and provides a 'Switching Confirmation' button. At the bottom, there is a '運用商品一覧' (Investment Products List) section with a table of available products.

運用商品名	商品提供会社	運用年次	基準日
DC 債券投資	DC 債券投資	1181	2013/04/01

4 給付の手続き

運用した年金資産を
給付金として受取りましょう。

◎給付の種類を確認する

 給付金は3種類(老齢給付金・障害給付金・死亡一時金)あります。どのような場合にどの給付金を受取れるのかを確認ください。

ページ参照 P.27～28

◎給付の請求をする

 給付金を受取るには、それぞれ給付の種類に応じた手続きが必要です。

(老齢給付金)

企業型確定拠出年金規約に定める資格喪失年齢に達する時に「確定拠出年金 老齢給付に関するお知らせ」が送付されます。

※お知らせに記載されている受給手続き受付開始日以降に請求いただけます。



請求書類はアンサーセンターに連絡いただき、取り寄せください。受取りは、請求書類の提出締切日翌月以降となります。

ページ参照 P.29

※規約に定める資格喪失年齢が60歳超の場合、60歳以上の加入者が資格喪失年齢到達前に退職されたときは「企業型確定拠出年金 加入者資格喪失と老齢給付に関するお知らせ」が送付されます。

(障害給付金・死亡一時金)

請求事由が発生したら、アンサーセンターに連絡いただき、請求書類を取り寄せください。

5 60歳未満で会社を退職されたときの手続き

退職(転職など)された場合、資産などを持ち運ぶ手続きをおこないましょう。

※制度からの脱退や資産の中途引き出しは原則できません。一定の要件を満たしている場合のみ可能です。

ページ参照 P.34

◎退職後の手続きをおこなう

 退職等により加入者の資格を喪失された場合「企業型確定拠出年金 加入者資格喪失とお手続きのお知らせ」が送付されます。手続きの選択肢は資格喪失後の状況によって異なりますので、届き次第必要書類を入手し、ご自身で手続きをおこなってください。

ページ参照 P.31～33

6 その他

各章で案内しているもの以外に必要な手続き等について案内しています。

ページ参照 P.35～36



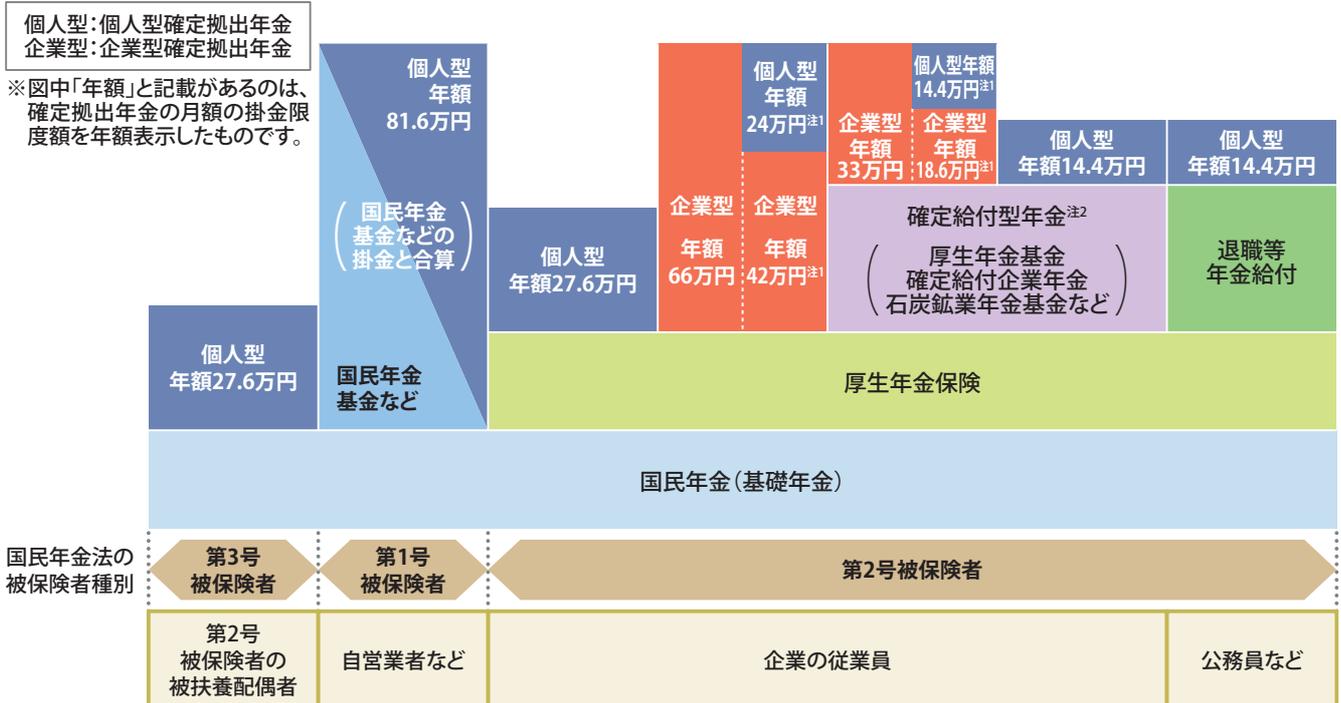
確定拠出年金制度は、税制優遇のもとで、事業主または加入者が拠出した資金をご自身の判断で運用し、加入者が一定年齢（原則60歳以降）に達したときその運用の結果（年金資産）に応じて給付を受ける制度です。

老後の生活の安定のための年金制度なので脱退や中途引出しは原則できません。

「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ

日本の年金制度は以下のような構造になっています。

確定拠出年金の位置づけは、公的年金（国民年金・厚生年金保険）への上乗せです。



注1：企業型確定拠出年金規約において加入者が個人型確定拠出年金の加入者となることが認められる場合の限度額
注2：厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金などは、その仕組みから確定給付型年金といえます。

確定拠出年金制度の種類

確定拠出年金制度には企業型確定拠出年金と、個人型確定拠出年金の2種類があります。それぞれ運営主体や加入対象が異なります。

■ 企業型確定拠出年金

- 企業型確定拠出年金は、企業が従業員との合意の上で導入し、運営するものです。
- 企業年金・退職一時金等の制度を実施していない企業が新たに導入する場合や、既存の企業年金・退職一時金制度にかわる新たな制度として導入する場合、既存の企業年金・退職一時金制度に加えて導入する場合があります。
- 企業型確定拠出年金は導入する企業の従業員が加入対象となります。ただし企業型確定拠出年金規約で加入者とならない方を定めている場合があります。
- 自社の制度内容については、「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」のMy DC PLANやアンサーネットに掲載の企業型確定拠出年金規約等で確認できます。

冊子参照

確定拠出年金制度と運用商品のご案内 >>> My DC PLAN

■個人型確定拠出年金

- 個人型確定拠出年金は、国民年金基金連合会が運営するものです。
- 個人型確定拠出年金は国民年金の被保険者であれば、加入対象となり任意で加入できます。ただし、個人型確定拠出年金の加入者となることが認められていない企業型確定拠出年金に加入している方、国民年金の保険料を免除されている方などは加入者となることができません。

■確定拠出年金の掛金

■企業型確定拠出年金の掛金について

企業型確定拠出年金においては、法令で定められた掛金限度額内で企業型確定拠出年金規約に基づき掛金(事業主掛金)を事業主が毎月拠出します。^注 拠出された掛金の運用は加入者が行います。

企業型確定拠出年金規約で定める一定年齢(60歳以降)に達するなどして加入者資格を喪失した方は掛金の拠出はされませんが、資産を持っている方は運用をおこなうことができます。これを運用指図者といいます。また加入者と運用指図者を合わせて加入者等といいます。

事業主掛金については、所得税法上の給与所得にはなりません。

注: 拠出を中断する期間を企業型確定拠出年金規約に定めている場合があります。

	対象者	掛金限度額
確定給付型年金なし	個人型確定拠出年金との併用なし	月額 5.5万円
	個人型確定拠出年金との併用あり	月額 3.5万円
確定給付型年金あり	個人型確定拠出年金との併用なし	月額2.75万円
	個人型確定拠出年金との併用あり	月額1.55万円

(マッチング拠出について)

事業主掛金に上乗せして、加入者ご自身が、事業主を通じて掛金(加入者掛金)を拠出することをマッチング拠出といいます。マッチング拠出は、企業型確定拠出年金規約に定められている場合にのみ可能となります。申し込みはご自身で行います。加入者掛金については、全額が所得控除の対象となります。なお、マッチング拠出には、以下の決まりがあります。

限度額	加入者掛金は事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計が法令で定められた拠出限度額まで拠出できます。
加入者掛金額変更	金額の変更は年1回のみ可能です。
加入者掛金の停止・再開	加入者掛金の停止・再開はいつでも可能です。再開は企業型確定拠出年金規約で限定されている場合があります。
拠出方法	給与から控除され、事業主を通じて拠出されます。
掛金の管理・取扱	掛金額は事業主掛金と加入者掛金に区別して管理されます。拠出後の運用や給付の際は一体の資産として取り扱われます。

※マッチング拠出を導入している場合は、スターターキットに「マッチング拠出の手引き」が同封されています。

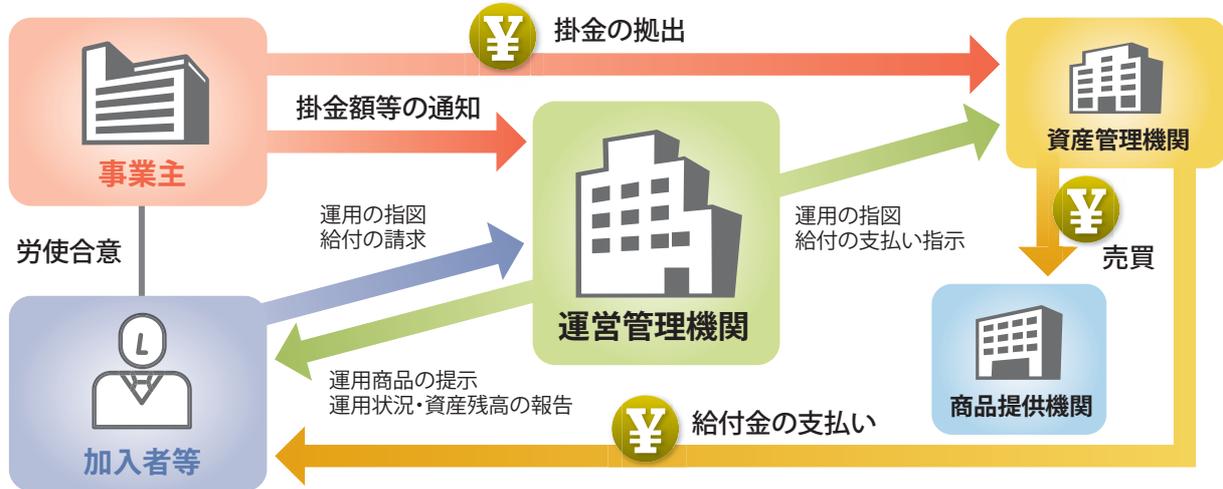
冊子参照 **マッチング拠出の手引き**

■掛金(拠出時)の税制優遇など

事業主掛金については、所得税法上の給与所得とみなされず課税されません。また加入者掛金については、全額が所得控除の対象となり、税負担が軽減されます。

企業型確定拠出年金制度の役割分担

企業型確定拠出年金制度は次のような関係機関により運営されています。加入者等は運用の指図や給付の請求を運営管理機関に対しおこないます。



	役割内容
運営管理機関	企業型確定拠出年金制度の運営管理をおこなう機関です。加入者等に関する事項の記録・保存、加入者等に対する運用状況等の通知、加入者等からの運用指図のとりまとめ、運用指図の資産管理機関への通知、給付を受ける権利の裁定、運用商品の選定・提示、運用商品に関する情報提供をおこないます。
資産管理機関	企業型確定拠出年金において加入者等の資産を管理する機関です。事業主からの掛金の受入や加入者等への給付金の支払等をおこないます。
商品提供機関	銀行・証券会社・保険会社等の金融機関が運用商品を提供します。

加入者等の保護に関する措置

加入者等保護のため、企業や各関係機関等には主に次のような責務や禁止行為が法令で定められています。

	責務	禁止行為
事業主 (企業型) 国民年金 基金連合会 (個人型)	<ul style="list-style-type: none"> ○運用に関する基礎的な資料の提供やその他の必要な措置(いわゆる投資教育)^注 ○法令や年金規約等の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 ○個人情報の保護に配慮した情報の保管・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己または加入者等以外の第三者の利益を図る行為 ○加入者等が特定の運用商品を選択する(または選択しない)よう勧める行為 ○加入者等に事業主や第三者に運用を委託するよう勧める行為
運営管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や運営管理契約の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 ○個人情報の保護に配慮した情報の保管・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○損失補てんや利益の提供 ○自己または加入者等以外の第三者の利益を図る行為 ○加入者等が特定の運用商品を選択する(または選択しない)よう勧める行為 ○故意に事実を告げない、または不実のことを告げる行為
資産管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や運営管理契約の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 	

企業型:企業型確定拠出年金 個人型:個人型確定拠出年金
注:運営管理機関、企業年金連合会などに委託することができます。

ご加入にあたりご理解いただきたいこと

1 加入者は掛金をご自身の判断において運用します。

将来の受取額は加入者の運用の結果によって異なります。加入者の運用の結果によっては受取額が掛金総額を下回ることがあります。

2 制度からの脱退や資産の中途引き出しは原則できません。

確定拠出年金制度は税制優遇を受けながら老後の資産を積み立てていく年金制度ですので、脱退や資産の中途引き出しは原則できません。^注

注：一定の要件を満たしている場合のみ可能です。

ページ参照 **P.34**

※マッチング拠出をされている方は加入者掛金の拠出を停止することは可能です。その場合も、加入者掛金のみを引き出すことはできません。

3 60歳未満で退職された場合（加入者資格喪失後）^注は6ヶ月以内に、ご自身で手続きください。

加入者資格喪失後、資産を転職先の企業型確定拠出年金、または個人型確定拠出年金へ移す（移換）手続きが必要です。期限内に手続きがおこなわれなかった場合、資産は自動的に全額売却（現金化）され、国民年金基金連合会に移換されます。これを自動移換といいます。自動移換には資産の運用ができないなど様々なデメリットがあります。

注：企業型確定拠出年金規約で定める加入除外者となったとき、勤務先が企業型確定拠出年金の実施事業所でなくなったときなども同様です。

ページ参照 **P.31～33**

4 掛金の拠出は企業型確定拠出年金規約に定める資格喪失年齢となる誕生日までです。

(1) 掛金の拠出は企業型確定拠出年金規約に定める資格喪失年齢となる誕生日で終了し運用指図者となり、給付等により資産が無くなるまで運用を続けることができます。

※1日が誕生日の方は誕生日前月で終了となります。

(2) 加入されている制度により、運用指図者の方はご自身の資産から手数料が差し引かれる場合があります。

※手数料の負担については「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」に記載のMy DC PLANの事務費等の負担について①制度運営を確認ください。

冊子参照 **確定拠出年金制度と運用商品のご案内 >> My DC PLAN**

5 老齢給付金の受取（受給）は、一定年齢（60歳以降）に達したときに可能となります。

60歳までの通算加入者等期間によって、受給手続き開始年齢が異なります。

ページ参照 **P.27**

6 加入者の住所・氏名等は事業主からの通知により登録されていますので、変更が必要な場合には事業主へ申し出てください。

運用指図者の方はアンサーネット・アンサーセンターからご自身で手続きください。



2 加入時の手続き

確定拠出年金制度は、毎月の掛金を加入者ご自身で運用し、その運用の結果に応じた給付を受ける制度です。そのために必要な手続きや運用の基礎などについて理解して運用を始めましょう。

必要な手続き

■運用商品の選択(配分割合の指定)

確定拠出年金制度では、掛金で運用商品を購入して資産を運用します。
どの運用商品を購入するかを決定し、運用商品の選択(配分割合の指定)をおこないます。
また他制度からの制度移行金^注がある方は制度移行金の配分割合の指定もおこないます。

注:既存の企業年金や退職一時金を確定拠出年金制度に移行する場合の移換金

ページ参照 P.11~16

■資産移換の手続き

以前に他の確定拠出年金制度に加入されていた方(脱退一時金を受け取った方は除く)や他の企業型年金等の脱退一時金相当額等の移換を希望される方は、資産移換の手続きをおこなう必要があります。

ページ参照 P.17~18

運用について

確定拠出年金制度は、運用の結果に応じて給付を受取る額が増減しますので、運用について理解しましょう。

運用の基礎知識(リスク・リターン、長期投資、分散投資など)、運用方針(考え方)、資産配分の考え方、運用商品(元本確保型、投資信託など)について、スターターキットに同封されている「運用の世界へようこそ!」や運用商品に関する資料を参考にしましょう。

冊子参照 運用の世界へようこそ!

■運用商品について

運用商品は預金、保険、投資信託などが対象です。
運営管理機関はリスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品を選定・提示します。さらにそのうち1つは元本確保商品にする必要があります。また、運用商品を提示する際には、その運用商品を選定した理由を加入者等に示します。

■運用商品に関する資料

加入されている制度で選択できる運用商品の一覧や運用商品に関する資料は、スターターキットに同封されている「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」に記載されています。

冊子参照 確定拠出年金制度と運用商品のご案内

確定拠出年金制度と運用商品のご案内

【運用商品の内容】

- 運用商品一覧
- 運用商品案内
- 投資信託について

【運用商品の実績】

- 運用実績一覧表(パフォーマンスシート)
- 利率実績表・確定拠出年金向け説明資料(データシート)/リターン実績表
- 確定拠出年金向け説明資料(データシート)の読み方

■運用時の税制優遇など

確定拠出年金制度では運用時における利子や分配金などの運用益に対する所得税・住民税は非課税です。

また確定拠出年金における積立資産は特別法人税・法人住民税(合計税率1.173%)の課税対象ですが、課税は凍結されています。(2016年12月現在)

掛金の配分割合指定について

運用の基礎知識、選択できる運用商品の内容を理解し、ご自身にあった運用商品の選択と購入割合を決めましょう。(配分割合指定)

スターターキットに同封されている「資産配分チェックシート」も参考にしてください。

5つの質問からご自身の資産配分タイプを見つけましょう。

資産配分チェックシート

あなたの資産配分はどのタイプでしょうか？
次の質問について選択肢から回答を1つ選び、点数を合計してください。

Q1 あなたの年代はどのあたりですか。 (点数)

- 20歳以下 30
- 40歳代 20
- 50歳代以上 10

Q2 確定拠出年金以外に老後資金の準備はしていますか。 (点数)

- ありません 5
- 決めています 10
- 準備段階です 15

Q3 確定拠出年金のお金の使いみちは何ですか。 (点数)

- 生活ローン等、借入金の返済 5
- 子供の生活費 10
- 決めています 15
- 老後の資金 20

Q4 運用に関してどの考え方に一番近いですか。 (点数)

- 投資の知識の上昇より多くても、元本を確保したい 5
- できる限り元本を確保したいが、少しは利益も期待したい 10
- 適度なリスクもって、適度な収益を期待したい 15
- 積極的に高い収益を期待したい、そのためなら高いリスクをとってもいい 20

Q5 株式市場が1年で大きく(または20%以上)下落して、自分の持っている株式ファンドが赤字になったとき、このとき、どのように対応しますか。 (点数)

- 追加投資を続けて保有し、元本を全額確保し続ける 5
- 追加投資をやり、利益は期待するかもしれないので、何もしない 10
- 株式ファンドは下落が下によって割安になっているので、むしろ購入する 15

合計点数からあなたの資産配分のタイプを見つけましょう。

点

30点 35 ~45点 50 ~60点 65 ~75点 80 ~90点 95 ~100点

(元本確保型) ← (株債運用)

A B C D E F

SOMPO 日本興業DC証券株式会社

ご自身の資産配分タイプの参考例を見てみましょう。

資産配分の参考例

■各タイプの期待リターンとリスク

期待リターン: A: 0.0%, B: 1.1%, C: 2.1%, D: 3.0%, E: 4.1%, F: 5.0%

リスク: A: 0.0%, B: 2.0%, C: 5.0%, D: 8.0%, E: 12.1%, F: 15.2%

■各タイプの期待リターンとリスク

A 元本確保型 100%

- 国内株式: 0%
- 外国株式: 0%
- 国内債券: 0%
- 外国債券: 0%
- 元本確保型: 100%

期待リターン: 0.0%
リスク: 0.0%

B 株式比率 10%

- 国内株式: 5%
- 外国株式: 5%
- 国内債券: 30%
- 外国債券: 12%
- 元本確保型: 50%

期待リターン: 1.1%
リスク: 2.0%

C 株式比率 30%

- 国内株式: 20%
- 外国株式: 10%
- 国内債券: 10%
- 外国債券: 15%
- 元本確保型: 40%

期待リターン: 2.1%
リスク: 5.0%

D 株式比率 50%

- 国内株式: 30%
- 外国株式: 20%
- 国内債券: 10%
- 外国債券: 10%
- 元本確保型: 30%

期待リターン: 3.0%
リスク: 8.0%

E 株式比率 70%

- 国内株式: 40%
- 外国株式: 30%
- 国内債券: 10%
- 外国債券: 10%
- 元本確保型: 10%

期待リターン: 4.1%
リスク: 12.1%

F 株式比率 90%

- 国内株式: 50%
- 外国株式: 40%
- 国内債券: 5%
- 外国債券: 5%
- 元本確保型: 0%

期待リターン: 5.0%
リスク: 15.2%

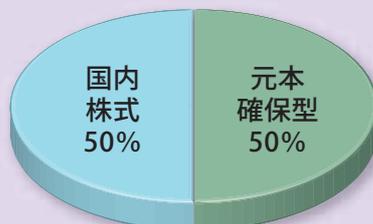
資産配分の参考例をもとにご自身の配分割合を決めましょう。

例えば...

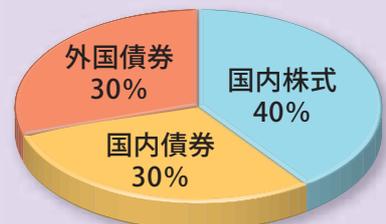
[例1]



[例2]



[例3]



2 加入時の手続き

■掛金の配分割合指定方法

掛金をどの運用商品に配分するか決まったら、実際に配分割合の指定をおこなってください。次の1～3のいずれかの方法で締切日までに配分割合の指定をおこなってください。指定された配分割合は、変更の指示がない限り、毎月の掛金に適用されます。配分割合の指定がない場合は、企業型確定拠出年金規約に定められた運用商品^注が購入されます。

注：「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」のMy DC PLAN 運用についてをご確認ください。

1 インターネットによる指定方法



- 配分割合指定の締切日：拠出日の前日
- 利用時間帯：毎日24時間（システムメンテナンス日は除く）
※夜間システムメンテナンス中は配分割合指定・変更およびスイッチングなど一部利用いただけないサービスがあります。

2 コールセンターによる指定方法



海外からは Tel.03-5325-6220 (有料)

- 配分割合指定の締切日：拠出日の前日
- 利用時間帯 平日：午前9時～午後8時
土日・祝日：午前9時～午後5時
(年末年始、5/3～5/5およびメンテナンス日は除く)

3 配分割合指定申込書による指定方法

「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」に同封されている場合のみ、利用可能です。

- 配分割合指定の締切日：
勤務先の年金担当部門に確認ください。締切日までに提出が間に合わなかった場合は、次回の掛金より指定の運用商品に配分されます。

拠出日は「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」やアンサーネットで確認できます。

確定拠出年金 口座開設のお知らせ(兼登録内容確認のお願い)

加入者TOP画面(アンサーネット)



初回拠出日 (※1)	20XX年11月25日
------------	-------------



■運用商品購入のスケジュール

配分割合指定の締切日までに配分割合指定をおこなった場合、以下のスケジュールで購入されます。購入した結果はアンサーネット反映日にアンサーネットで確認できます。

- 拠出日が金融機関の休業日の場合、拠出日は前営業日に変更され、その他のスケジュールについても同様に変更となります。

(例) 拠出日：25日の場合

	24日	25日	26日	27日	28日	29日
預金	配分割合指定の締切日	拠出日		約定日・受渡日 価格等決定日	アンサーネット 反映日	
損害保険・ 生命保険			約定日 価格等決定日	受渡日	アンサーネット 反映日	
国内 投資信託			約定日 価格等決定日	受渡日	アンサーネット 反映日	
海外 投資信託			約定日	価格等決定日	受渡日	アンサーネット 反映日

金融機関の休業日と証券取引市場の休業日は考慮していません。

※スケジュールは代表的な例であり、個別の運用商品により異なる場合があります。各運用商品の受渡日は、運用商品案内で確認できます。

■制度移行金の配分割合指定方法

他制度からの制度移行金がある場合は、制度移行金に対する配分割合指定を、掛金の配分割合指定とは別に、指定することができます。^{注1}

制度移行金の拠出日の前日(締切日)までに前ページ12いずれかの方法で配分割合指定をおこなってください。^{注2}

締切日までに制度移行金の配分割合指定がなかった場合、直近の掛金と同じ配分割合で商品が購入されます。以前に制度移行金があり、その際に配分割合を指定していた場合、新たに配分割合の指定をおこなわない限りは、前回の制度移行金と同じ配分割合で商品が購入されます。

注1:他の確定拠出年金制度などから資産を持ち運ぶ場合(P.17)は、配分割合の指定はおこなえません。

注2:前ページ3の方法による配分割合指定はおこなえません。

■アンサーネットによる配分割合指定方法 利用手順

■アンサーネットへのログイン方法

1.損保ジャパン日本興亜DC証券ホームページからログインページへ進みます。

損保ジャパン日本興亜DC証券
ホームページ

<http://www.sjnk-dc.co.jp>



2. ログインページでログインIDおよび仮パスワードを入力しログインします。

※ログインIDと仮パスワードは、別途送付される「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」に記載されています。



パスワードを忘れた場合や、誤ってログインできなくなった場合はアンサーセンターへ再発行を依頼ください。仮パスワードが送付されます。

3. 初回ログイン時にパスワード変更画面が表示されます。

仮パスワードを任意のパスワードへ変更してください。セキュリティの観点から、パスワードの定期的な変更をお願いしています。



4. 加入者TOP画面(アンサーネット)へ移ります。



※表示内容は見本です。

2 加入時の手続き

■アンサーネットによる配分割合指定方法

1. 毎月の掛金の配分割合を指定する場合は画面上部のメニューから「掛金の配分割合」をクリック、制度移行金の配分割合を指定する場合は「制度移行金の配分割合」をクリックして、「STEP1 配分割合の指定」ページで以下の操作をします。

- ① 運用したい商品の②「割合」欄に整数(%)を入力します。商品はいくつでも選択できますが、必ず合計が100%になるようにしてください。
- ③ 「端数」欄で端数金額で購入する商品^注を1つ選択します。
注:各運用商品に配分される金額に1円未満の端数が生じた場合に、その端数を取りまとめて購入する運用商品
- ④ 「確認」をクリックします。

ここでご自身の掛金情報を確認できます。

掛金	金額
掛金	38,000円
配分割合指定の締切日	2000年10月23日
配分割合指定の起算日(拠出手定日)	2000年10月24日

制度移行金合計	金額
制度移行金合計	142,000円
制度移行金の区分	退職一時金
配分割合指定の締切日	2014年11月27日
配分割合指定の起算日(制度移行予定日)	2014年11月28日

運用商品名	現在の配分割合			指定の配分		
	割合 (%)	金額 (円)	端数	割合 (%)	金額 (円)	端数
DC傷害保険	10	3,800	*	<input type="text"/>		*
DC生命年金	10	3,800		<input type="text"/>		
DC銀行有期定期預金	10	3,800		<input type="text"/>		
パランスファンド20	0	0		<input type="text"/>		
パランスファンド30	0	0		<input type="text"/>		
パランスファンド40	20	7,600		<input type="text"/>		
パランスファンド50	0	0		<input type="text"/>		
パランスファンド60	0	0		<input type="text"/>		
パランスファンド70	0	0		<input type="text"/>		
日本株インデックスファンド	10	3,800		<input type="text"/>		
日本成長株ファンド	0	0		<input type="text"/>		
DC日本株オープン<DC年金>	0	0		<input type="text"/>		
日本リ्यूー株ファンド	10	3,800		<input type="text"/>		
外国株ファンドAコース(高リスク)	0	0		<input type="text"/>		
外国株ファンドBコース(高リスク)	0	0		<input type="text"/>		
DC外国株インデックスオープン	20	7,600		<input type="text"/>		
インデックスファンド日本債券	0	0		<input type="text"/>		
インデックスファンド外国債券	0	0		<input type="text"/>		
合計	100	38,000		<input type="text"/>		

④ 確認

※「制度移行金の配分割合」画面に、「現在、表示する制度移行金の情報はありません。」のメッセージが出ている期間は指定できません。

※表示内容は見本です。

2. 「STEP2 指定内容の確認」ページで以下の操作をします。

- ① 内容の確認をします。
- ② 内容が正しければ「実行」をクリックします。
- ③ 重要事項確認のメッセージが表示されますので、内容を確認のうえ、よろしければ「はい」を選択してください。

The screenshot shows the 'STEP2 指定内容の確認' page. A table lists investment products with columns for '運用商品名', '割合', '金額', '単位', '指定', and '金額'. A red dashed box labeled '1' highlights the table. Below the table, a red dashed box labeled '2' highlights the '実行' button. To the right, a confirmation dialog box titled '掛金の配分割合' is shown, with a red dashed box and number '3' highlighting it. The dialog contains text about important matters and 'はい' and 'いいえ' buttons.

3. 「STEP3 完了」画面に移ります。
これで、配分割合指定の手続きは完了です。

The screenshot shows the 'STEP3 完了' page. The table from the previous step is still visible. A red dashed box labeled '1' highlights the table. Below the table, a red dashed box labeled '2' highlights the 'Step3完了' button. A confirmation message is displayed above the table: '以下の内容に指定しました。2007/10/24に年金拠出分が反映されます。' The table data is as follows:

運用商品名	割合 (%)	現在の配分割合			指定後の配分割合		
		割合 (%)	金額	単位	割合 (%)	金額	単位
DC海老産債	10	2,000	*	10	10,000	*	
パレックスファンド	20	2,000		20	10,000		
日本株インデックスファンド	20	10,000		10	2,000		
日本リソース株ファンド	10	5,000		0	0		
DC林産株式インデックスオープン	20	2,000		20	2,000		
インデックスファンド日本債券	5	1,000		5	1,000		
インデックスファンド外国債券	5	1,000		5	1,000		
合計	100	10,000		100	16,000		

※表示内容は見本です。

2 加入時の手続き

資産移換について

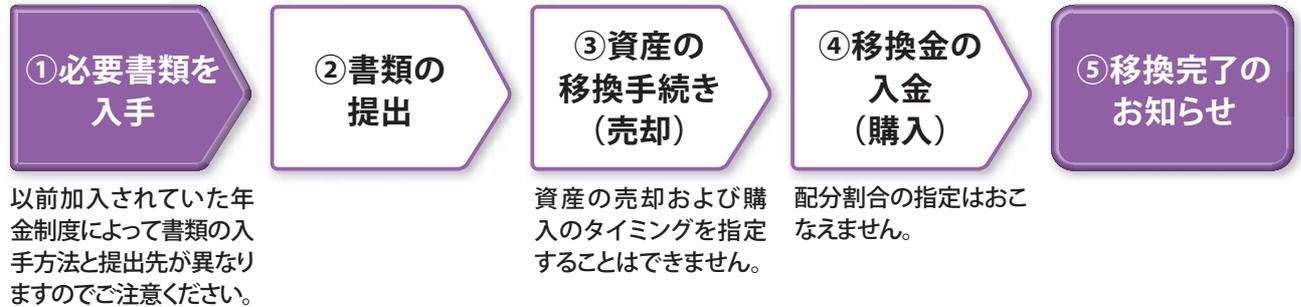
確定拠出年金制度では、以前加入されていた年金制度から資産などを持ち運ぶことができます。持ち運ぶことができるのは次の場合です。

- ◎他の確定拠出年金制度に加入していた場合(自動移換を含む)
- ◎厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会からの中途脱退による脱退一時金相当額等がある方で、資産の持ち運びを希望される場合

■手続きの流れ

各関係機関との事務連携が必要なため、以前加入されていた年金制度により手続き完了までの期間は異なります。通常2~3ヶ月かかります。以前加入されていた年金制度から移換金が入金されると、企業型確定拠出年金規約に定められた運用商品^注が購入されます。移換手続きが完了すると「確定拠出年金 移換完了のお知らせ」が届きますので、スイッチング(預け替え)をご希望の場合は、アンサーネット、もしくはアンサーセンターで手続きをおこなってください。

注:「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」のMy DC PLAN 運用についてを確認ください。

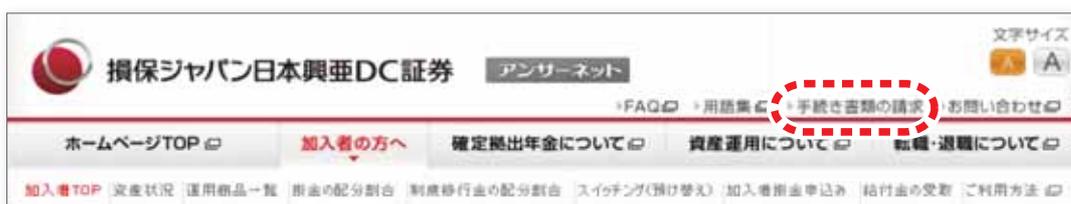


■必要書類の入手方法・提出先

以前加入されていた年金制度	他の確定拠出年金制度	厚生年金基金 確定給付企業年金	企業年金連合会
書類入手方法	アンサーネットからダウンロード可能です。ダウンロードからの書類入手ができない方は、アンサーセンターに依頼ください。	アンサーネットからダウンロード可能です。ダウンロードからの書類入手ができない方は、アンサーセンターに依頼ください。	企業年金連合会に問合わせください。
書類提出期限	特になし (以前加入されていた年金制度が企業型確定拠出年金の場合、資格喪失翌月から6ヶ月経過すると資産が自動移換されます。) ページ参照 P.33	以前加入されていた年金制度の資格喪失後1年以内	現在加入されている確定拠出年金制度の資格取得日より3ヶ月以内
書類提出先	損保ジャパン日本興亜DC証券(スターターキットに同封の返信用封筒を利用ください)	以前加入されていた厚生年金基金もしくは確定給付企業年金(実施事業所)	企業年金連合会

〒163-0650 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル50F
損保ジャパン日本興亜DC証券(株) ご加入者サービス部

■アンサーネットからのダウンロードファイル掲載場所



他の
確定拠出年金の
資産を
移換するとき

厚生年金基金・
確定給付企業年金
の資産を
移換するとき

※表示内容は見本です。

■個人型確定拠出年金(加入者)からの移換時の留意事項

個人型確定拠出年金で掛金を納付している方(加入者)が企業型へ移換する場合は資格喪失の手続きが完了してからでないと資産移換できません。

手続きが完了していない場合は、資格喪失の手続きが必要ですので、加入されている個人型確定拠出年金の運営管理機関にお問い合わせください。

※企業型確定拠出年金規約において加入者が個人型確定拠出年金の加入者となる事が認められる場合は取扱いが異なる場合があります。



3 加入期間中の手続き

定期的に資産状況を確認し、ご自身の状況に応じて運用商品の変更を検討しましょう。検討結果に応じて運用商品の変更をおこないます。資産状況は、アンサーネット、アンサーセンターのほか、当社から送付する「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」で確認することができます。運用商品の変更の検討には、スターターキットに同封の「運用の世界へようこそ!」の運用の見直しの説明を参考にしましょう。

冊子参照 **運用の世界へようこそ!**

資産状況の確認 [アンサーネット]

アンサーネットのトップページから、資産の状況を確認することができます。

① 全体の資産残高^{注1}、損益や運用利回り^{注2}を確認することができます。

注1：掛金や制度移行金が資産残高に反映されるのは、拠出日の翌営業日の翌日です。

注2：運用利回りが±100%の範囲以外の方、給付金を受給中の方、また初回拠出から2ヶ月を経過していない方の場合、この項目は表示されません。

② 保有資産のバランス(割合)を円グラフで確認することができます。商品タイプ別に色分けされているので、ご自身の保有資産の傾向が一目で把握できます。

③ 商品ごとの資産残高、損益を確認することができます。

④ より詳細な残高情報を確認することができます。

⑤ スイッチングできます。

現在の資産状況 2020/09/30 現在

※ 拠出結果は受渡日翌日に資産残高欄に反映されます。
 ※ 資産残高は円未満の端数を切り捨て表示しています。取引履歴の使途金額と異なる場合があります。

資産残高	2,173,005円
拠出金累計	2,128,000円
損益	45,005円
運用利回り	0.7% (2020/09/30現在)

円グラフの凡例:

- 元本増博 37% (765,008円)
- バランス 13% (220,000円)
- 国内株式 34% (723,201円)
- 外国株式 4% (85,219円)
- 国内債券 3% (63,500円)
- 外国債券 14% (294,298円)

商品タイプ	運用商品名	資産残高	損益
元本増博	DC 債券国債	793,493円	0円
バランス	バランスファンド30	218,933円	22,526円
国内株式	日本株 インデックスファンド	723,201円	17,160円
外国株式	DC 外国株式インデックスオープン	85,219円	-27,091円
国内債券	インデックスファンド日本債券	63,500円	554円
外国債券	インデックスファンド外国債券	294,298円	0円
合計		2,173,005円	

④ 資産残高を詳しく見る ⑤ スwitching先預け替えをする

※表示内容は見本です。

6 現在指定している、掛金の配分割合を確認することができます。

7 掛金の配分割合を円グラフで確認することができます。
商品タイプ別に色分けされています。

8 掛金の配分割合を変更できます。

9 加入されているプランの資産残高トップ5の商品が表示されます。

※プランとは、加入されている企業型確定拠出年金規約を指し、同じ規約に複数の企業が加入している場合は、加入企業全てが集計対象になります。

10 企業型プラン全体の運用利回り分布状況が確認できます。
ご自身の運用利回りが全体で見て、どの辺りなのかがわかります。

※運用利回りが±100%の範囲以外の方、給付金を受給中の方、また初回拠出から2ヶ月を経過していない方の場合、この項目は表示されません。

※企業型プラン全体とは、当社が受託している企業型確定拠出年金規約の全てを指します。

現在の掛金の配分割合

商品タイプ	運用商品名	割合	掛金
元本確保	DC債権投資	20%	3,000円
バランス	バランスファンド30	50%	7,500円
国内株式	日本株・ベンチャーファンド	30%	4,500円
合計		100%	15,000円

掛金の配分割合

- 元本確保 20% (3,000円)
- バランス 50% (7,500円)
- 国内株式 30% (4,500円)

保有資産残高トップ5

商品タイプ	運用商品名	基準価額(円)	基準日
元本確保	DC債権投資	8,811円	2000/08/31
バランス	バランスファンド30	11,790円	2000/08/29
バランス	バランスファンド40	11,330円	2000/08/28
国内株式	日本株・ベンチャーファンド	12,830円	2000/08/28
バランス	バランスファンド20	10,510円	2000/08/28

運用利回りの分布状況 2000/08/31時点

当社が受託している企業型プラン全体の運用利回り分布状況です。色が変わっている箇所がお客様が属する計画です。

縦軸: 利回り (%)

横軸: 運用利回り (%)

縦軸目盛り: 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20

横軸目盛り: 100%, 90%, 80%, 70%, 60%, 50%, 40%, 30%, 20%, 10%, 0%, -10%, -20%, -30%, -40%, -50%, -60%, -70%, -80%, -90%, -100%

※表示内容は見本です。



3 加入期間中の手続き

資産状況の確認 [確定拠出年金 資産残高のお知らせ]

「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」は企業型確定拠出年金規約の定めにより毎年送付され、資産残高などを確認することができます。

Point 1

お知らせを確認!

お知らせ

当社からのお知らせを確認できます。

Point 2

資産残高を確認!

資産残高と損益

今回基準日時点の資産残高と損益状況などを確認できます。

基準日とは?

右上の「基本情報」欄に記載された日付で、加入されている企業型確定拠出年金規約により定められています。

Point 3

資産の保有割合を確認!

商品タイプ別 資産残高割合

商品タイプ別の保有状況を円グラフで確認できます。参考として、加入されているプラン全体の状況も確認できます。

プランとは?

加入されている企業型確定拠出年金規約を指し、同じ規約に複数の企業が加入している場合は、加入企業全てが集計対象になります。

※プラン名は、各ページの左上に表示されています。

※このお知らせでは、基準日時点の残高等の情報と対象期間中のお取引の内容を表示しています。

損保商事株式会社企業型年金 作成日: 20XX年4月1日

確定拠出年金 資産残高のお知らせ

169-0600
東京都新宿区西新宿 1-2-0-1
新宿センタービル50階

損保 太郎 様
QRコード AI

基本情報	
お名前	損保 太郎 様
加入者コード	1234567890
今般基準日	20XX年3月31日
前般基準日	20XX年3月31日
対象期間	20XX年4月1日から20XX年3月31日まで
運用関連業務	損保ジャパン日本興産DC証券株式会社
記録関連業務	損保ジャパン日本興産DC証券株式会社

平素より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。
損保 太郎 様にご加入されている確定拠出年金の資産残高および運用状況について、以下のとおりご報告いたします。

お知らせ
住所・氏名等に変更がございましたら、勤務先の人事・厚生部門にご担当者様にお申し出ください。すでにご連絡されている方は、アンケート調査より直接ご訂正いただくか、アンケートにご連絡ください。

資産残高と損益 今回般基準日時点の資産残高と損益の状況をご報告いたします。

今般基準日の資産残高 8,528,930円 = 受入額累計 7,882,000円 - 払出額累計 0円 + 損益 636,930円

受入額累計の内訳		払出額累計の内訳	
掛金	623,800円	給付金等(給込み)	0円
(事業主掛金)	559,800円	他の確定拠出年金への移換金	0円
(加入者掛金)	64,000円	返還金等	0円
退職一時金制度からの移換金	0円	本人も自動車料(税込み)	0円
他の企業年金制度からの移換金	7,268,200円		
他の確定拠出年金からの移換金	0円		

※返還金等とは、規約の定めにより拠出者に返還された掛金相当額です。

商品タイプ別資産残高割合 今回般基準日時点の資産残高の商品タイプごとの保有割合をご報告いたします。

損保 太郎 様

プラン全体

損保ジャパン日本興産DC証券株式会社 1/2 次頁へ続く

※表示内容は見本です。

Point 4

運用利回りを確認!

運用利回り

運用開始からの利回り(年率で表示)と、プラン内でのご自身の属する利回りを確認できます。

※ 拠出開始直後や資産移換後の一定期間は運用利回りの変動幅が大きくなる場合があります。

※ 運用利回りが±100%以外の方、給付金を受給中の方、まだ初回拠出から2ヶ月を経過していない方の場合、この項目は表示されません。

Point 5

掛金の配分割合を確認!

掛金の拠出状況

毎月の掛金で購入する運用商品の割合を確認できます。

掛金の配分割合を指定していない場合には、その指定がおこなわれるまでの間、企業型確定拠出年金規約で定められた運用商品が購入されます。

※ 掛金の拠出がない場合、この項目は表示されません。

Point 6

商品別の損益を確認!

運用商品別の資産残高

基準日時点の運用商品別の資産残高や損益状況を確認できます。

Point 7

死亡一時金の受取人を確認!

死亡一時金受取人

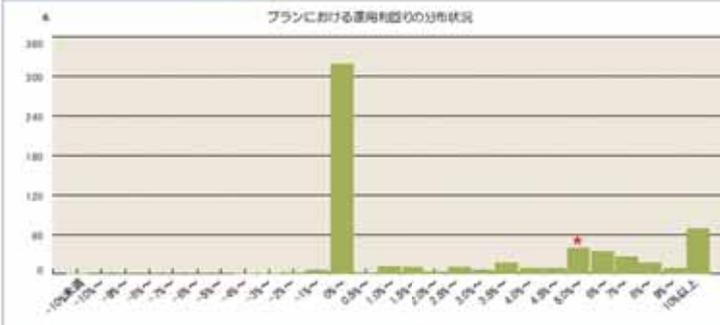
現在指定された死亡一時金受取人を確認できます。結婚などにより受取人を変更する場合は、アンサーセンターに申し出てください。

※ 死亡一時金受取人の指定がない場合にはこの項目は表示されず、法令により受取人が決定されます。

運用利回り 運用開始から今日基準日までの運用利回り(年率)を確認できます。

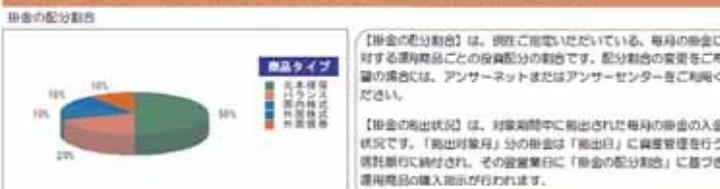
お客様の運用利回り	3.3%
プラン全体の平均	4.0%

「プラン全体の平均」は、プラン(企業型年金規約)全体における各人の運用利回りの総和を該当者数で除した単純平均により算出したものです。



※ お客様が加入しているプラン(企業型年金規約)全体の運用利回りの分布状況です。*がお客様の属する利回りです。

掛金の拠出状況 対象期間中の掛金の拠出状況と毎日の配分割合を確認できます。



運用商品名	商品タイプ	配分割合	掛金配分額
DC定期積立	元本確保	50%	18,000円
バランスファンド30	バランス	10%	3,600円
バランスファンド60	バランス	10%	3,600円
日本株インデックスファンド	国内株式	10%	3,600円
DC外国株式インデックスオープン	外国株式	10%	3,600円
インデックスファンド外国債券	外国債券	10%	3,600円
合計		100%	36,000円

拠出対象月	拠出日	掛金	事業主掛金	加入者掛金	拠出者
2009年11月	2009年11月25日	36,000円	20,000円	16,000円	協栄証券株式会社
2009年12月	2009年12月25日	36,000円	20,000円	16,000円	協栄証券株式会社
2009年1月	2009年1月24日	36,000円	20,000円	16,000円	協栄証券株式会社
2009年2月	2009年2月25日	36,000円	20,000円	16,000円	協栄証券株式会社
合計		144,000円	80,000円	64,000円	

運用商品別の資産残高 保有している運用商品ごとの資産残高や損益を確認できます。

今日基準日時点	運用商品名	商品タイプ	購入金額累計	資産残高	保有割合	損益
今日基準日時点	DC定期積立	元本確保	716,431円	716,431円	8.4%	0円
	バランスファンド30	バランス	1,153,409円	1,484,085円	17.4%	30,676円
	バランスファンド60	バランス	1,286,401円	1,424,255円	16.7%	27,848円
	日本株インデックスファンド	国内株式	1,741,713円	1,449,979円	17.0%	-200,736円
	DC外国株式インデックスオープン	外国株式	1,230,640円	1,270,392円	22.0%	245,752円
	インデックスファンド外国債券	外国債券	1,217,400円	1,241,688円	18.1%	24,288円
特種掛金			36,000円	0.4%		
資産割合計			8,528,930円	100.0%		

初日基準日時点	運用商品名	商品タイプ	購入金額累計	資産残高	保有割合	損益
初日基準日時点	バランスファンド30	バランス	5,004,447円	4,727,080円	59.2%	-277,367円
	日本株インデックスファンド	国内株式	1,127,313円	1,437,640円	18.0%	310,327円
	DC外国株式インデックスオープン	外国株式	1,616,240円	1,804,210円	22.6%	187,970円
	特種掛金			16,000円	0.2%	
資産割合計			7,864,930円	100.0%		

※ 特種掛金とは、基準日時点で取り扱われていない掛金等です。

参考: プラン全体での保有残高と自らの残高

運用商品名	商品タイプ	保有割合
DC定期積立	元本確保	48.0%
DC外国株式インデックスオープン	外国株式	9.1%
日本株インデックスファンド	国内株式	5.8%
バランスファンド30	バランス	3.9%
インデックスファンド外国債券	外国債券	3.2%

※ 今日基準日時点でのお客様の加入しているプラン(企業型年金規約)全体の保有資産残高トップ5です。あくまでも参考情報であり、特定の商品に偏重するものではありません。

死亡一時金受取人 ご指定いただいている死亡一時金受取人の登録内容が確認できます。

受取人の氏名	続柄
福原 元子	配偶者

※ 表示内容は見本です。

※ このお知らせでは、他にも運用商品の取引状況、他制度からの移換履歴、給付金の受取履歴、手数料明細などが確認できます。いずれの項目も、該当がない場合には表示されません。

3 加入期間中の手続き

運用商品の変更方法

運用商品の変更は、掛金の配分割合の変更とスイッチングの2つの方法があります。それぞれの違いを理解して、大切な年金資産を運用しましょう。運用商品の変更については、アンサーネットもしくはアンサーセンターで手続きが可能です。

アンサーセンターを利用する場合は、「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」などを参考に、正確な商品名と変更内容をオペレーターに申し出てください。

運用商品の変更方法と変更対象

掛金の配分割合の変更とスイッチングは、別々の手続きです。変更の対象を確認し、必要があれば両方の手続きをおこなってください。

		変更対象	
		現時点で保有している運用商品の資産残高	今後の掛金の配分割合
変更方法	■掛金の配分割合の変更	変更にならない	変更になる
	■スイッチング(預け替え)	変更になる	変更にならない

掛金の配分割合の変更

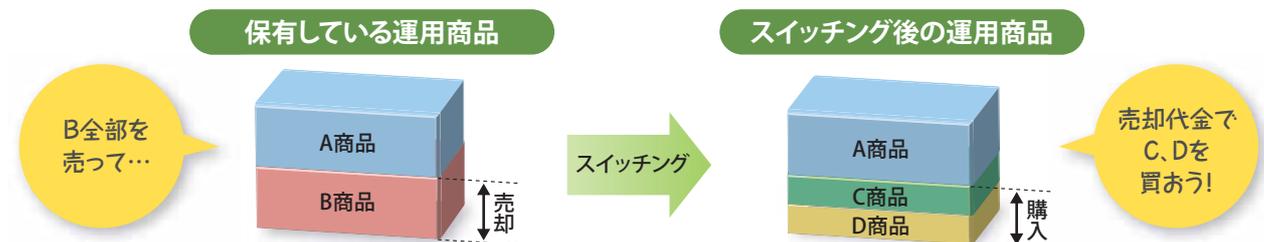
毎月の掛金で**今後購入する運用商品**や購入割合を変更することです。



- 手続きは随時おこなうことができます。
- 変更した配分割合は、次回以降の拠出に適用されます。
- 拠出日の前日24時までに受け付けた内容が適用されます。

スイッチング(預け替え)

現在保有している運用商品を売却し、売却代金で別の運用商品を購入することです。



- 手続きは随時おこなうことができます。購入取引中の運用商品は、受渡日前日まで取引できません。
- 受付日の24時までに受け付けた内容が翌営業日(受付日が金融機関の休業日の場合は翌々営業日)の取引として扱われます。
- 受付日当日(受付日が金融機関の休業日の場合は翌々営業日)であれば、取り消すことができます。

(例) 国内投資信託を売却して、海外投資信託を購入する場合



■スイッチング(預け替え)に関する留意事項

- 運用商品によって手続きに費用(信託財産留保額など)がかかるものがあります。詳細は「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」の運用商品一覧などを確認ください。

冊子参照

確定拠出年金制度と運用商品のご案内
 >> 運用商品一覧

- 60歳未満で退職後(加入者資格喪失後)^注は、スイッチングできません。

注:企業型確定拠出年金規約で定める加入除外者となったとき、勤務先が企業型確定拠出年金の実施事業所でなくなったとき、厚生年金被保険者でなくなったとき等も同様です。

■スイッチング(預け替え)にかかる日数(例)

スイッチングは、手続きが完了するまでに7営業日程度かかります。手続き完了までの所要日数は、売却する商品と購入する商品の組み合わせによって異なります。以下の組み合わせ例を参照ください。

なお、以下のスケジュールは代表的な例であり、個別の運用商品により異なる場合があります。価格等決定日などについてはアンサーネットのスイッチング(預け替え)画面で確認できます。

ページ参照 P.26

1. 「預金」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5
売却	預金	受付日		約定日・受渡日 価格等決定日			
購入	預金					約定日 受渡日	
	保険				約定日	受渡日	
	国内投信				約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信				約定日	価格等決定日	受渡日

2. 「損害保険・生命保険(保険)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5	6
売却	保険	受付日	約定日 価格等決定日			受渡日		
購入	預金						約定日 受渡日	
	保険					約定日	受渡日	
	国内投信					約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信					約定日	価格等決定日	受渡日

3. 「国内投資信託(国内投信)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5	6	7
売却	国内投信	受付日	約定日 価格等決定日				受渡日		
購入	預金							約定日 受渡日	
	保険						約定日	受渡日	
	国内投信						約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信						約定日	価格等決定日	受渡日

4. 「海外投資信託(海外投信)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5	6	7
売却	海外投信	受付日	約定日	価格等決定日			受渡日		
購入	預金							約定日 受渡日	
	保険						約定日	受渡日	
	国内投信						約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信						約定日	価格等決定日	受渡日

- 「価格等決定日」に売買する金額等が決定されます。投資信託は基準価額、投資信託以外の商品は適用利率や解約控除が決定されます。
- 「国内投資信託」とは商品関係資料で国内株式・国内債券と記載されている投資信託で、同様に「海外投資信託」とは外国株式・外国債券・バランスです。その他(リート等)と記載されている投資信託は投資先によりいずれかになります。商品により取扱いが異なる場合があります。

3 加入期間中の手続き

アンサーネットによる運用商品の変更方法

■アンサーネットによる掛金の配分割合の変更方法

操作方法は、初回の掛金の配分割合指定方法と同様です。
変更後の割合を合計100%になるように入力してください。

ページ参照 P.15~16

■アンサーネットによるスイッチング(預け替え)の方法

1. 「スイッチング(預け替え)」画面トップの「スイッチング(預け替え)をする」をクリックします。
2. 「Step1 売却商品一覧」から、売却したい商品を選択します。
※一度に複数の商品を選択することはできません。売却したい商品が複数ある場合は、同じ操作(1~5)を繰り返しおこなってください。



3. 「Step 2 売却数量指定」ページで以下の操作をします。
 - ① 全部、または一部売却の選択をします。一部売却の場合は数量を指定します(割合(%)で指定することはできません)。
 - ② 内容が正しければ「確認」をクリックします。



※表示内容は見本です。

4. 「Step 3 購入商品選択」のページで以下の操作をします。

① 購入商品を選択します。

※一度に複数の商品を選択することはできません。購入したい商品が複数ある場合は、同じ操作(1~5)を繰り返しおこなってください。

② 重要事項確認のメッセージが表示されますので、内容を確認のうえ、よろしければ「はい」を選択してください。



5. 「Step 4 確認」画面に移ります。

内容が正しいければ「実行」をクリックしてください。



6. 「Step 5 完了」画面に移ります。

これでスイッチング(預け替え)の手続きは完了です。



7. スイッチング取引履歴画面で取引内容を確認できます。



※表示内容は見本です。

※操作が進むごとに価格等決定日などの各項目が表示されるようになります。

4 給付の手続き

運用した年金資産を、給付金として受取ります。(給付金を受取ることを受給といいます。)
何歳から、またどのような場合に受取れるかを確認しておきましょう。

給付の種類

確定拠出年金制度には、**老齢給付金** **障害給付金** **死亡一時金** の3種類があります。

老齢給付金

加入後、企業型確定拠出年金規約に定められた60歳以降の一定の年齢(受給手続き受付開始年齢・開始日)から、給付金の受取り請求手続きをおこない、年金資産を取り崩して受取る給付金です。給付金の受取りまで掛金の拠出はありませんが、年金資産の運用は継続できます。

受取方法

受取方法は「一括受取(一時金)」、「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。

- ※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。
- ※企業型確定拠出年金規約によっては終身年金を選択できます。
- ※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取ることも可能です。

請求手続き時期

請求手続き時期は、受給手続き受付開始日以降任意ですが、70歳の誕生日の2日前までに請求ください。この期間に請求しなかった場合は「一括受取(一時金)」の請求があったとみなし受取りいただきます。

- ※企業型確定拠出年金規約において資格喪失年齢を60歳超に定めている場合は、60歳以降の加入者期間中は受取りできません。

受給手続き受付開始年齢・開始日

- 受給手続き受付開始年齢は、60歳までの通算加入者等期間^注により、次のように異なります。
注：通算加入者等期間は、60歳までの以下の期間を合算した期間(それぞれの期間が重複する場合は重複する期間を除く)です。
 - ・企業型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
 - ・個人型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
 - ・確定拠出年金制度以外からの制度移行金や移換金があった場合、その対象期間※過去に脱退一時金を受け取っている場合は、通算加入者等期間が調整される場合があります。

通算加入者等期間	受給手続き受付開始年齢
10年以上	60歳
8年以上 10年未満	61歳
6年以上 8年未満	62歳
4年以上 6年未満	63歳
2年以上 4年未満	64歳
1ヶ月以上 2年未満	65歳

- 受給手続き受付開始日は企業型確定拠出年金規約に定める資格喪失年齢に達する日の前月に送付する「確定拠出年金 老齢給付に関するお知らせ」に記載されています。
※企業型確定拠出年金規約に定める資格喪失年齢が60歳超の場合、60歳以上の加入者が資格喪失年齢到達前に退職されたときに「企業型確定拠出年金 加入者資格喪失と老齢給付に関するお知らせ」を送付します。
- お知らせ記載の受給手続き受付開始日が加入者資格を喪失した日から1年以上の方には、受給手続き受付開始日の前月にあらためて「確定拠出年金 老齢給付受給資格取得に関するお知らせ」を送付します。

受給する権利

老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合、無くなります。

- ・企業型確定拠出年金の資産がなくなったとき
- ・受給権者が死亡したとき
- ・企業型確定拠出年金の障害給付金の受給権者となったとき

障害給付金

加入後、傷病により一定の障害の状態^注になった場合に給付金の受取り請求手続きをして年金資産を取り崩して受取ることができる給付金です。

注：国民年金の障害基礎年金を受取ることができる程度の状態

受取方法

受取方法は「一括受取（一時金）」、「分割受取（年金）」、「一括分割併用受取（一時金・年金）」の3種類です。

※「分割受取（年金）」の支給期間は、5年以上20年以下です。

※企業型確定拠出年金規約によっては終身年金を選択できます。

※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取することも可能です。

※「分割受取（年金）」の場合、請求時に選択した受取期間、年間受取回数を5年経過ごとにみなおすことができます。

請求手続き時期

請求手続き時期は障害認定日^注以降任意ですが、70歳の誕生日の2日前までです。

注：傷病によってはじめて医師または歯科医師の診察を受けた日（初診日）から起算して1年6ヶ月を経過した日（その期間内に傷病が治った場合はその日）

※この期間に請求をしなかった場合は、老齢給付金（「一括受取（一時金）」）の請求があったとみなし受取りいただきます。

受給する権利

障害給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合、無くなります。

- ・企業型確定拠出年金の資産がなくなったとき
- ・受給権者が死亡したとき

死亡一時金

加入後、亡くなられたときに、遺族の方が給付金の受取り請求手続きをして年金資産を取り崩して遺族の方が受取る給付金です。

受取方法

受取方法は「一括受取（一時金）」のみです。

死亡一時金の受取人

- あらかじめ死亡一時金の受取人を指定することができます。受取人があらかじめ指定されていた場合は、その受取人が受取ります。特に指定がない場合は、確定拠出年金法に定められた範囲および順位による受取人が受取ります。第一順位となる方が外国籍の場合は、必ず死亡一時金受取人として指定をしてください。
- 死亡一時金受取人として指定できる範囲は次のとおりです。
配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
（死亡一時金の受取人の法定順位は配偶者、生計同一の子、生計同一の父母等の順となっています。）
- 死亡一時金受取人の指定・変更はいつでもできます。受取人を指定・変更する場合は、「死亡一時金受取人指定申込書^注」を記入のうえ、損保ジャパン日本興亜DC証券に提出ください。なお、個人型確定拠出年金制度や他の企業型確定拠出年金制度からの移換時に、前制度において受取人を指定されていた場合はその内容が継続されますので留意ください。

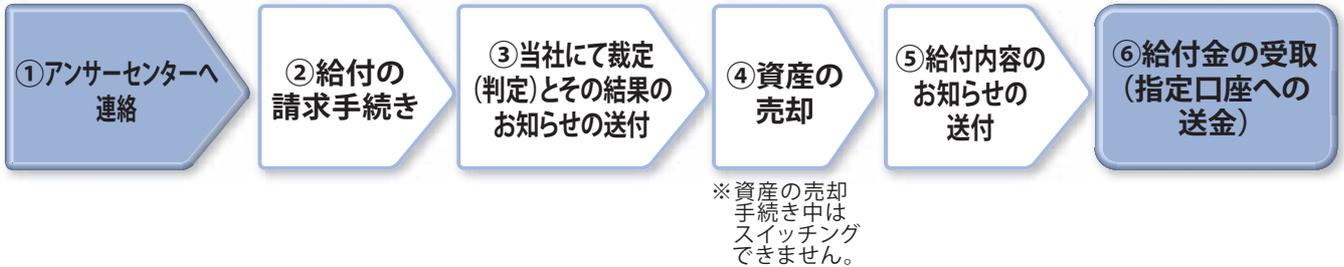
注：アンサーセンターへ連絡いただくか、アンサーネットから「死亡一時金受取人指定申込書」をダウンロードして当社へ郵送ください。

4 給付の手続き

手続きについて

給付金の受取りにはご自身による手続きが必要です。アンサーセンターに連絡いただければ請求書類を送付します。

■手続きの流れ



■受取時期

請求書類を提出締切日までに提出いただければ、原則その月に給付裁定(判定)しますが、状況によってはそれ以降になる場合があります。

給付金は受取月の25日に受取りいただけます。25日が金融機関休業日の場合は前営業日です。

- 一括受取(一時金) **老齢給付金** **障害給付金** **死亡一時金**

受取月は給付裁定(判定)する月の翌月です。

- 分割受取(年金) **老齢給付金** **障害給付金**

受取月は年間受取回数によって異なります。以下の表を参照ください。

<年間受取回数>	<初回受取月>	<2回目以降の受取月>
1回・・・1年ごと1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から1年経過した月	初回受取月の1年ごとの応当月
2回・・・6ヶ月ごとに1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から6ヶ月経過した月	初回受取月の6ヶ月ごとの応当月
4回・・・3ヶ月ごとに1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から3ヶ月経過した月	初回受取月の3ヶ月ごとの応当月

※選択できる年間受取回数については、企業型確定拠出年金規約により異なります。

冊子参照 **確定拠出年金制度と運用商品のご案内 >> My DC PLAN**

■主な添付書類の例

当社から送付する請求書類のほかに、提出いただく添付書類があります。

	添付書類
共通	本人確認書類(住民票または印鑑登録証明書)
老齢給付金	税金計算に必要な書類(退職所得の源泉徴収票のコピーなど)、個人番号確認書類 ^注
障害給付金	障害の等級が確認できる書類(身体障害者手帳のコピーなど)
死亡一時金	死亡の事実が確認できる書類(死亡診断書のコピーなど)、個人番号確認書類 ^注

※上記以外の書類を提出いただく場合もあります。

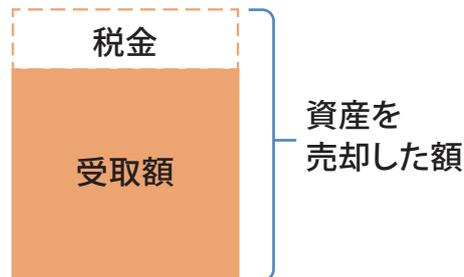
注:「個人番号を確認するための書類」と「ご本人であることを確認するための身元確認書類」(例)

- ・「個人番号カード(表裏)のコピー」
- ・「個人番号通知カードのコピー」と「運転免許証のコピー」
- ・「個人番号が記載された住民票(写)原本」と「パスポートのコピー(所持人記入欄の現住所も必要)」など

受取時の税制優遇など

■ 老齢給付金

給付金の受取額は、資産を売却した額から源泉徴収される税金(課税される場合)を控除した額です。なお以下の説明では復興特別所得税を考慮していません。



● 一括受取(一時金)

一括受取(一時金)は退職所得として扱われます。税金計算にあたっては、優遇措置として退職所得控除により税負担が軽くなるよう配慮されています。

源泉徴収される税金額 =
所得税額 [課税退職所得金額 × 所得税率 - 控除額] + 住民税額 [課税退職所得金額 × 住民税率]

課税退職所得金額 = (一時金額 - 退職所得控除額) × 1/2

ページ参照 P.36

退職所得控除額は勤続年数に基づき次のように計算されます

勤続年数(掛金拠出期間)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合には、80万円
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職所得控除額は、一括受取(一時金)を受取る年およびその前年以前14年以内の退職所得と調整して計算します。他の退職所得がある場合、一括受取(一時金)の受取額の計算の基礎とする期間と他の退職所得の受取額の計算の基礎とした期間との重複を考慮した退職所得控除額を算出する必要があります。該当する退職所得がある方は「退職所得の源泉徴収票のコピー」を提出ください。

● 分割受取(年金)

分割受取(年金)は雑所得として扱われます。源泉徴収される税金額については、年金額に一律の税率を乗じて計算されます。住民税は源泉徴収されません。

源泉徴収される税金額 = 年金額 × 7.5%

受取額は公的年金等の収入金額として別途ご自身で確定申告いただき、他の収入とあわせて税金額を精算していただきます。確定申告で税金計算のもとになる雑所得^注を計算する際には、優遇措置として公的年金等控除により税負担が軽くなるよう配慮されています。確定申告については収入金額により不要の場合もあります。

注:「公的年金等に係る雑所得の速算表」を参照ください。

ページ参照 P.36

■ 障害給付金

一括受取(一時金)、分割受取(年金)ともに非課税です。

■ 死亡一時金

相続財産とみなされ、生命保険金・死亡退職金等と同様に相続税の対象になります。

※詳しくは税務署、市区町村窓口等に問い合わせください。
※受取りの際は送金にかかる事務費(税別400円/回 国内)が差し引かれます。
※2016年1月現在

確定拠出年金制度では、60歳未満で会社を退職（転職など）され加入者資格を喪失した場合でも、積立てた資産を将来の受取りのために転職先の企業型、または個人型の確定拠出年金制度へ持ち運び、運用を続けていくことができます。手続きの選択肢は退職後の状況によって異なります。

退職前に確認、理解いただきたいこと

■住所・氏名・電話番号のご確認

退職により加入者資格を喪失されると、その後の手続きについて記載した「加入者資格喪失とお手続きのお知らせ」が届きます。

このお知らせを確実に受取りいただくために、住所・氏名・電話番号に変更や訂正が必要な場合は退職までに勤務先の年金担当部門へ申し出ください。

■運用商品の確認

資格喪失後は保有している商品のスイッチングはできませんが、運用は継続され、運用商品によっては価格が変動しますので確認ください。

■事業主への資産の返還

勤続3年未満で自己都合退職または懲戒解雇等により加入者資格を喪失した場合、企業型確定拠出年金規約によっては、事業主への資産の返還の定めがあり事業主へ資産が返還されることがあります。

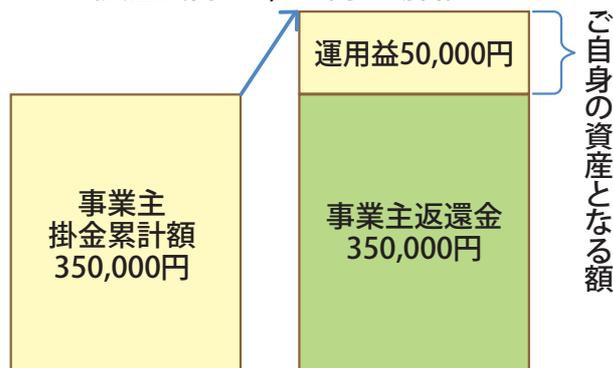
- ・他制度、他の確定拠出年金からの制度移行金や移換金、加入者掛金は事業主返還の対象外です。
- ・事業主返還金の上限額は事業主掛金累計額です。事業主返還割合が定められている場合があります。事業主返還割合が100%の場合でも、運用益部分は事業主返還の対象外です。（例1）
- ・運用損が発生した（資産残高が事業主掛金累計額を下回る）場合は、その資産残高が事業主へ返還されるのみで、運用損部分は徴収されません。（例2）

※事業主掛金以外があれば、その割合で案分されます。

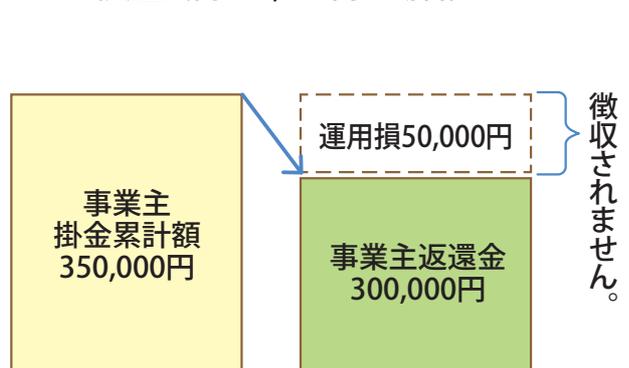
事業主への返還金例

勤続年数 : 2年11ヶ月
 喪失事由 : 自己都合退職
 事業主掛金累計額 : 350,000円(月額10,000円)
 事業主返還割合 : 勤続3年未満100%

(例1) 運用益が出ている場合
 (資産残高400,000円の場合)



(例2) 運用損が出ている場合
 (資産残高300,000円の場合)



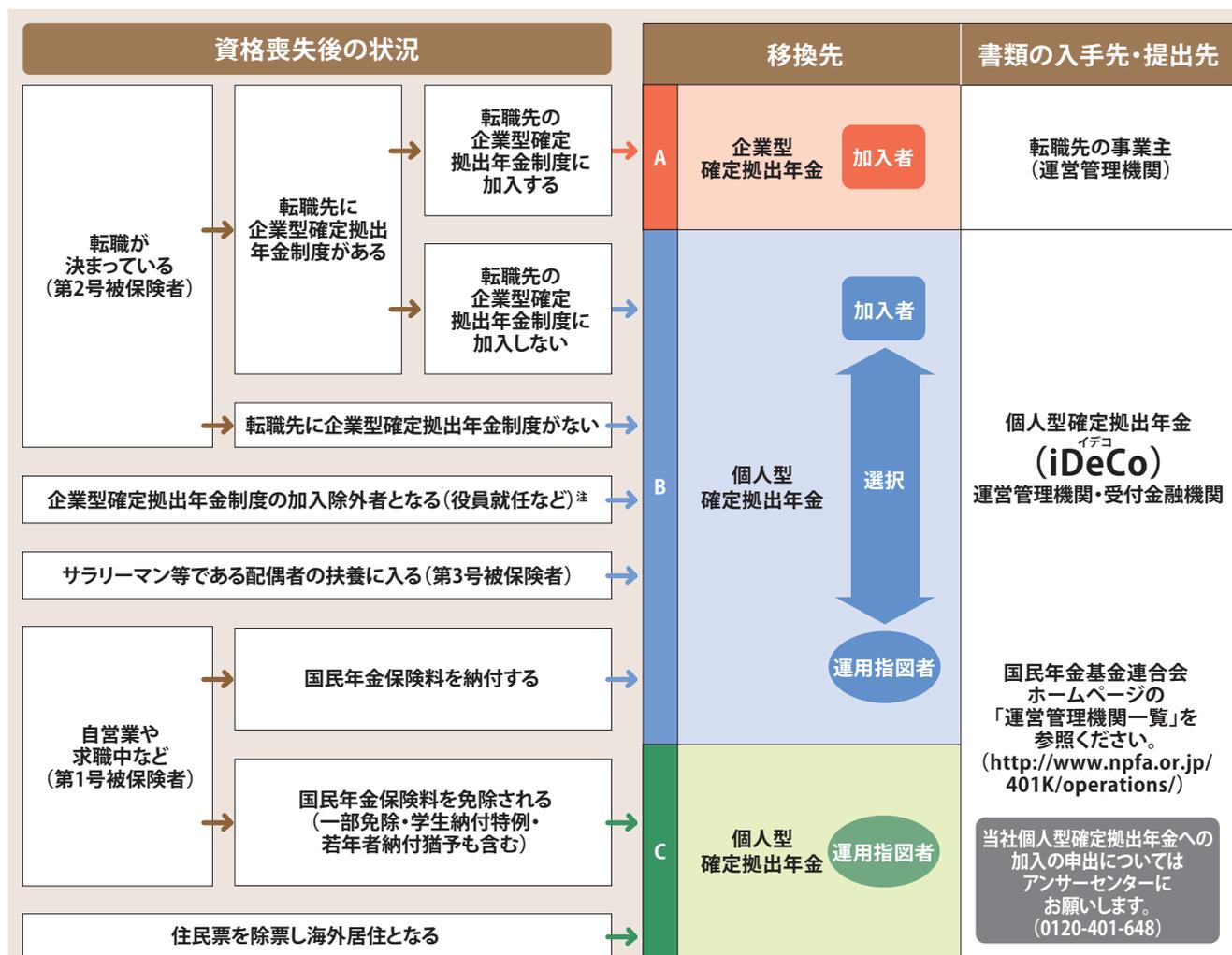
退職後の手続きについて

60歳未満で退職（加入者資格を喪失）すると、確定拠出年金の資産などの持ち運びに関する手続き（移換手続き）を期限内に完了いただくことが必要になります。期限内に手続きが完了しなかった場合、資産は自動的に全額売却（現金化）され、国民年金基金連合会に移換されます。これを「自動移換」といいます。

※60歳以降に退職（加入者資格を喪失）し、企業型確定拠出年金の運用指図者または個人型確定拠出年金へ資産を持ち運び運用指図者となる方は、運用を継続し受取可能時期以降に給付の請求手続きができます。

以下の表を参照のうえ、企業型確定拠出年金の資産などをどこに持ち運ぶのか（移換先）と、移換手続きに必要な書類の入手先・提出先を確認ください。アンサーセンターでは、状況を伺ったうえで手続き方法を案内いたします。個人型確定拠出年金にも加入されている方は取扱いが異なる場合があります。原則として資産の中途引き出しはできません。

ページ参照 P.34



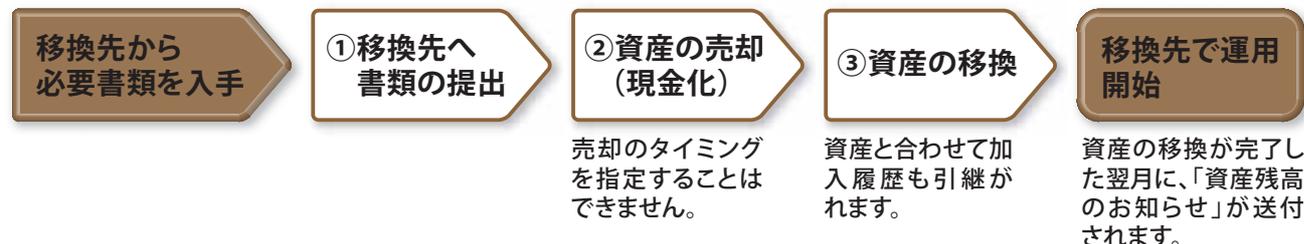
- 勤務先が企業型確定拠出年金の実施事業所でなくなった場合は**B**の手続きとなります。
- 企業型確定拠出年金制度への加入については、転職先の事業主に確認ください。
- 個人型確定拠出年金の手数料はご自身で負担いただけます。負担いただく手数料は運営管理機関ごとに異なります。手数料は各運営管理機関へ直接問い合わせください。

注：60歳以降に役員就任などで加入除外者となる方についても、自動移換期限までに移換手続きをされない場合は、資産が自動移換されます。なお、自動移換期限までの間、老齢給付の手続きも可能な場合があります。

5
60歳未満で会社を退職
される時の手続き

■手続きの流れ

各関係機関との事務連携が必要なため、書類の提出から資産の移換まで、約2～3ヶ月かかります。書類の提出後、持ち運ぶ運用商品が売却されるまで、運用商品の価格は変動しますので、売却額が増減する可能性があります。



■自動移換と手続きの期限について

加入者資格喪失日(退職した日の翌日)の属する月の翌月から起算して6ヶ月後の月末が、手続き書類の提出期限です。

(例:4月中に資格を喪失した場合、5月から数えて6ヶ月後の月末(10月末)を経過していないこと)

ただし、ご提出書類の不備・不足等が期限内に解消しない場合も自動移換の対象となりますので、手続きはお早めにお取りください。自動移換になった場合、様々なデメリットがあります。

デメリットの例

- 余分な手数料が発生します。

自動移換される際の手数料	⇒4,269円(税込)
自動移換後の管理手数料(自動移換された月の翌月から数えて4ヶ月目から)	⇒51円/月(税込)
自動移換された資産を企業型・個人型確定拠出年金へ移換するときの手数料	⇒1,080円(税込)
死亡一時金や脱退一時金の受取りのための請求にかかる手数料	⇒4,104円(税込)

※2016年12月現在の金額
- 資産の運用ができません。
現金のまま管理されますので、運用ができません。
- 自動移換中の期間は老齢給付金の受取要件である通算加入者等期間に含まれず、受取開始可能な時期が遅くなる場合があります。
- 老齢給付金、障害給付金の受取りのためには、企業型または個人型確定拠出年金への資産の移換が必要です。



脱退一時金の請求

確定拠出年金は原則60歳まで資産の中途引き出しができませんが、以下のケースに該当する場合は制度からの脱退が可能です。その際、資産は一括(脱退一時金)で受取りいただきます。受取可能なケースに該当するかどうかは以下を確認ください。脱退一時金の受取を希望される方はアンサーセンターへ連絡ください。

ケース1 下記のすべての要件を満たしている必要があります

- 確定拠出年金制度の加入者・運用指図者でないこと
- 企業型確定拠出年金の資産額が15,000円以下^{注1}であること
- 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した月の翌月から数えて6ヶ月を経過していないこと
(例:4月に資格を喪失した場合、5月から数えて6ヶ月後の月末(10月末)を経過していないこと)

ケース2 下記のすべての要件を満たしている必要があります

- 国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されていること
(学生納付特例または若年者納付猶予を受けている方を含む)
- 通算拠出期間^{注2}が1ヶ月以上3年以下である または資産額が25万円以下^{注1}であること
- 障害給付金の受給者でないこと
- 最後に企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金の加入者資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
- 企業型確定拠出年金からの脱退一時金(ケース1)を受給していないこと

注1:脱退一時金を請求した日の前月末日の資産に、その時点でまだ入金されていない掛金・制度移行金・移換金等を加え、事業主返還金を差し引いた額です。なお、他に確定拠出年金の資産がある場合、ケース1では他の企業型確定拠出年金の資産を合算した額、ケース2では他の企業型および個人型確定拠出年金の資産を合算した額となります。

注2:「通算拠出期間」とは、企業型確定拠出年金の加入者期間、個人型確定拠出年金の掛金を掛けていた期間、および他の制度からの移換等により算入された期間の合計となります。

※2016年12月31日時点で加入者資格を喪失されている方は、取扱いが異なる場合がありますので、アンサーセンターへ問い合わせください。

※ケース2の脱退一時金を請求した確定拠出年金の他に、企業型または個人型確定拠出年金の加入者等である場合、その通算加入者等期間から脱退一時金を受取った月の前月までの期間が控除されることがあります。

その他の手続き

■加入者の手続き

1. 確定拠出年金制度では、同時に二以上の企業型確定拠出年金規約で加入者になる資格がある方はいずれか一つを選択する必要があるため、以下の場合速やかに申し出てください。

申出が必要な場合	申出先
加入外事業所で企業型確定拠出年金に加入する資格を有することとなったとき、または有しなくなったとき	加入事業所の事業主
加入外事業所に使用されなくなったとき	
加入事業所で企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したとき	加入外事業所の事業主

加入事業所：加入されている企業型確定拠出年金制度を実施している事業所

加入外事業所：加入事業所以外の事業所

2. 小規模企業共済制度の契約者である方、または他の企業型・個人型いずれかの確定拠出年金の加入者等であった方は以下の場合申し出てください。

申出が必要な場合	申出先	申出期限
小規模企業共済契約者であるとき	アンサーセンター (アンサーネットの加入者情報の確認・変更メニューから申出内容を登録することもできます。)	企業型確定拠出年金の加入者資格を取得した日から14日以内
新たに小規模企業共済契約者となったとき		契約者となった日から14日以内
小規模企業共済の共済金もしくは解約手当金の支給を受けたとき(46歳以上に限る)		支給を受けた日から14日以内
他の企業型または個人型確定拠出年金の加入者等であったことがあるとき	アンサーセンター	企業型確定拠出年金の加入者資格を取得した日から14日以内

3. 当社は必要に応じて、所定の書類を当社または事業主に提出いただくよう依頼させていただくことがあります。
4. 当社に提出いただく一部の書類についてはアンサーネットからダウンロードが可能です。

■事業主の手続き(掛金などの還付)

還付とは、企業型確定拠出年金規約の定めと異なる掛金などが拠出された場合に、加入者の資産から当該掛金に相当する額^注が売却(現金化)され事業主へ返還されることをいいます。

※マッチング拠出における加入者掛金については、事業主を通じて加入者へ返還されます。還付の売却は、加入者が保有している各運用商品の残高比率に応じておこないます。

注：売却する運用商品によっては価格の変動があり、還付金額が還付の対象となった掛金額と一致しない場合があります。

還付についての留意事項

- 還付金の売却処理をおこなうため、売却の前後数日間、スイッチングに制限がかかることがあります。

老齢給付金の税金計算について

■一括受取（一時金）

具体的な計算方法（復興特別所得税は考慮していません。）

●税金計算の計算式

$$\text{源泉徴収される税金額} = \text{所得税額} [\text{課税退職所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}] + \text{住民税額} [\text{課税退職所得金額} \times \text{住民税率}]$$

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{一時金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

●計算例（21年勤務した方が退職金を1,300万円受け取った場合）

退職所得控除額	800万円+70万円×(21年-20年)=870万円
課税退職所得金額	(1,300万円-870万円)×1/2=215万円
所得税額	215万円×10%-9万7,500円=11万7,500円
住民税額	215万円×10%=21万5,000円

退職所得の控除額（2016年1月現在）

勤続年数（掛金拠出期間）	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 ※80万円に満たない場合には、80万円
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職所得の源泉徴収税額の速算表（2016年1月現在）

課税退職所得金額	所得税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

■分割受取（年金）

公的年金等に係る雑所得の金額 = (a) × (b) - (c)

公的年金等に係る雑所得の速算表（2016年1月現在）

年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額は0円となります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額は0円となります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

アンサーネットご利用の手引き

■アンサーネットへのログイン方法

1. 損保ジャパン日本興亜DC証券ホームページからログインページに進みます。

損保ジャパン日本興亜DC証券
ホームページ

ここからログイン
http://www.sjnk-dc.co.jp

2. ログインページでログインIDおよびパスワードを入力しログインします。

ページ参照 P.14

メニューのご紹介

加入者TOP画面 (加入されている制度により表示される情報が異なる場合があります。)

損保ジャパン日本興亜DC証券 アンサーネット

加入者TOP 資産状況 運用商品一覧 掛金の配分割合 制度移行金の配分割合 スイッチング(預け替え) 加入者掛金申込み 給付金の受取 利用方法

損保 太郎 様のページ

現在の資産残高 2,173,005円	現在の掛金 36,000円	前回ログイン日時 2000/08/11 19:38:35	ログアウト
	事業主掛金 20,000円		
	加入者掛金 16,000円		
	掛金拠出予定日 2000/10/24		

加入者情報の確認・変更
パスワードの変更
取引履歴等の確認

お知らせ
2000/08/07 アンサーネットご利用環境の拡充/Expanded AnswerNet Support for Smartphones

メッセージボード
損保ジャパン日本興亜DC証券ホームページへのリンク/Link to Sampo Japan Nipponkoa DC Securities HP

確定拠出年金について学ぶ
・確定拠出年金制度の基礎知識
・資産運用テキスト
「運用の世界へようこそ!」など

シミュレーションで将来を考える
・資産配分チェックによる運用例
・運用シミュレーション
・ライフプランシミュレーションなど

あなたが加入している制度を知る
・MyDC PLAN
・年金規約本文 など

動画で学ぶ
・制度編
・運用基礎編
・運用見直し編 など

表示されているページの情報や項目について説明しています

■アンサーネットのご利用にあたって

最新の情報はアンサーネットのログインページの「ご利用にあたって」を参照ください。

<ご利用時間について>

毎日24時間(システムメンテナンス日は除く)

※夜間システムメンテナンス中は配分割合指定・変更およびスイッチングなど一部利用いただけないサービスがあります。

<IDとパスワードについて>

●入力時のご注意

IDやパスワードの入力相違が規定回数以上になると、利用が停止されます。

●IDやパスワードを忘れてしまった場合

ご本人様よりアンサーセンターまでお電話ください。ご本人様確認をさせていただき、ご登録の住所に新しい仮のパスワードを郵送いたします。

●操作中に一定時間放置した場合には、IDとパスワードの再入力が必要となります。

再操作時に自動的にログイン画面に変わりますので、もう一度IDとパスワードを入力しログインしてください。

●パスワードの変更について

初めてのログインに使用したパスワードは、仮のパスワードです。初回ログイン時、ご自身で決めた任意のパスワードに変更してください。

<セキュリティについて>

個人情報や資産状況などの大切な情報を保護するため、各種セキュリティ対策をおこなっています。詳細につきましては、アンサーネットのログインページの「ご利用にあたって」を参照ください。

<ご利用環境について>

OSやブラウザの推奨バージョンや、ブラウザの各種設定などの詳細につきましては、アンサーネットのログインページの「ご利用にあたって」を参照ください。(推奨環境以外での利用や、推奨環境でもブラウザの設定によっては、正常に動作しない場合があります。)

<免責事項>

アンサーネットの記載内容等についての免責事項を定めています。詳細については、アンサーネットのログインページの「ご利用にあたって」を参照ください。

メニュー

F	A	Q	よくある質問について回答しています。											
用	語	集	分かりづらい用語を説明しています。											
手	続	き	書	類	の	請	求	各種手続き書類、参照書類をダウンロードできます。						
お	問	い	合	わ	せ	不明な点があれば、こちらから問い合わせできます。								
加	入	者	T	O	P	現在の資産残高、配分割合などの基本情報やメッセージなどが確認できます。								
資	産	状	況	現在の資産残高や残高推移、商品別の情報や利回りなどが確認できます。										
運	用	商	品	一	覧	選択できる運用商品の一覧や、運用実績が確認できます。								
掛	金	の	配	分	割	合	毎月の掛金で購入する運用商品や購入割合を指定・変更できます。							
制	度	移	行	金	の	配	分	割	合	注	制度移行金で購入する運用商品や購入割合を指定・変更できます。			
ス	イ	ツ	チ	ン	グ	(預	け	替	え)	現在保有している運用商品を売却し、その代金で別の運用商品を購入する取引ができます。			
加	入	者	掛	金	申	込	み	注	加入者掛金の新規申込みや変更・停止などができます。					
給	付	金	の	受	取	給付金の受取方法や履歴が確認できます。								
加	入	者	情	報	の	確	認	・	変	更	加入者情報の確認・変更ができます(一部変更できない項目もあります)。			
パ	ス	ワ	ー	ド	の	変	更	ログイン時に使用するパスワードの変更ができます。						
取	引	履	歴	等	の	確	認	過去1年間の取引やアクセス状況の履歴が確認できます。						
確	定	拠	出	年	金	に	つ	い	て	学	ぶ	確定拠出年金制度、資産運用の基本的な知識について学習できます。		
シ	ミュ	レ	ー	シ	ョ	ン	で	将	来	を	考	え	ライフプランや確定拠出年金にかかわる運用のシミュレーションをおこなうことができます。	
あ	な	た	が	加	入	し	て	い	る	制	度	を	知	加入している確定拠出年金規約およびその概要を確認できます。
動	画	で	学	ぶ	確定拠出年金の制度について、動画で学習できます。									

注:加入されている制度によって表示されない場合があります。

確定拠出年金加入者用サービス利用規定【2016年12月1日改定版】

第1章 総則

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社(以下「当社」といいます。))が、次の各号に掲げる確定拠出年金制度のご加入者および運用指図者(以下「ご加入者等」といいます。))に提供する運営管理サービス(以下「本サービス」といいます。))について、その内容と手続きを定めたものです。この規定に別段の定めがないときは、「確定拠出年金規約」および「損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)」(以下「アンサーネット利用規定」といいます。))に従います。

(1) 企業型年金制度

確定拠出年金制度を実施する事業主と当社が締結した運営管理業務委託契約またはその再委託契約に基づく企業型確定拠出年金制度をいいます。

(2) 個人型年金制度

ご加入者等が指定された運営管理機関と当社の再委託契約に基づく個人型確定拠出年金制度をいいます。(ただし、指定された運営管理機関に別途定める規定がある場合を除きます。)

(サービスの利用)

第2条 本サービスをご利用の際は、次の点にご留意ください。

(1) 確定拠出年金制度は、確定拠出年金規約(労使間で定められた企業型年金規約または個人型年金規約。以下「規約」といいます。))に則って運営されています。制度の詳細につきましては、規約をご確認ください。

(2) 確定拠出年金制度は、ご加入者等自身が、自己責任において、自らの判断に基づき運用商品を選択いただく制度です。また、当社は、運用商品の推奨等は一切行うことができませんので留意ください。

第2章 運用商品

(選択可能な運用商品)

第3条 ご加入者等が選択可能な運用商品は、確定拠出年金制度へのご加入の際または新たに運用商品を追加する際に書類または電磁的方法(ただし、電磁的方法の利用について、予め当社と合意した企業型年金制度のプランに限ります。)(以下「書類等」といいます。))により提示されます。また、ご加入者等が属している企業型年金制度のプランまたは個人型年金制度のプランで選定・提示されている運用商品の一覧は、当社のインターネットサービス(以下「アンサーネット」といいます。))または有人コールセンター(以下「アンサーセンター」といいます。))を通じて確認することができます。

(運用商品の除外)

第4条 運用商品を除外する場合には、その運用商品を選択している方の同意を取ったうえで行います。全ての方の同意を得た場合には、他の運用商品への預け替え(以下、スイッチングという)の手続きをお取りいただけます。

2 投資信託の終了(繰上償還)等規約に定める事由により、当該投資信託の保有の継続ができなくなる場合があります。この場合には他の運用商品へのスイッチングの手続きをお取りいただけます。

3 他の運用商品へのスイッチングの手続きをお取りいただく必要が生じた場合、あらかじめ定められた期日までに運用商品のスイッチングの運用指図がないときは、企業型年金制度においては規約に定める運用商品が購入され、個人型年金制度においては元本確保型の運用商品が購入されますので留意ください。

(運用商品に関する重要事項)

第5条 当社は運用商品に関する情報を提供します。必ず運用商品の内容を確認し、重要事項をご理解いただいたうえで運用指図を行ってください。

第3章 運用指図

(運用指図の手段)

第6条 ご加入者等は、次の各号に掲げるとおり、運用商品の中から少なくとも1つを選択しその運用商品に充当する金額(割合)を当社に示すことにより、運用指図を行うことができます。

(1) 毎月の掛金に対する運用指図

① 毎月の掛金に対する運用指図は、原則として運用商品毎の配分割合を1%単位でご指定いただけます。当社は、ご指定いただいた配分割合により各運用商品の購入(契約の締結、預入なども含みます。以下「購入」といいます。))のための手続きを行います。

なお、配分割合の指定がない場合、企業型年金制度においては規約に定める運用商品が購入され、個人型年金制度においては元本確保型の運用商品(複数の元本確保型運用商品がある場合は、配分割合指定申込書の最上段に表記されている商品)が購入されますので留意ください。

② 掛金に対する配分割合は、企業型年金制度においては口座開設時にアンサーネット、アンサーセンターまたは配分割合指定申込書のいずれかの方法により、個人型年金制度においては配分割合指定申込書により、所定の日までにご指定いただけます。

③ 配分割合の変更はアンサーネットおよびアンサーセンターを通じて受け付けます。資産管理機関または事務委託先金融機関に掛金が払込まれる日の前日24時までには受け付けた変更は同月分に反映され、それ以降の受付は翌月分から反映されます。

④ 指定された配分割合は、変更のご指示がない限り、毎月の掛金に適用となります。

(2) 運用商品のスイッチングの運用指図

確定拠出年金制度のもとで個人別管理資産として保有している運用商品を売却(解約等を含みます。以下「売却」といいます。))し、他の運用商品を購入することが可能です。この場合には、売却する運用商品と売却する金額、または口数表示の商品につきましては売却する口数を指定していただくと同時に、売却商品毎に対応する購入商品を1つご指定いただけます(購入する金額は売却金額によって決定されます。))。

なお、スイッチングの運用指図はアンサーネットまたはアンサーセンターにて受け付けます。

(3) 退職一時金制度、厚生年金基金制度、税制適格退職年金制度、確定給付企業年金制度からの移換資産に対する運用指図(特定の定めのない限り、企業型年金制度のご加入者等がご利用いただけます。)

ご指定いただいた毎月の掛金に対する配分割合と同一配分割合で購入されます。

掛金の配分割合と異なる配分を希望される場合は、アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、資産管理機関に移換資産が払込まれる日の前日24時までにご指定ください。

なお、退職一時金制度、厚生年金基金制度、税制適格退職年金制度、確定給付企業年金制度(以下「他の制度」といいます。))からの移換資産に対して毎月の掛金に対する配分割合と異なる指定をされた場合には、改めて変更のお申し出がない限り、その後の他の制度からの移換資産に対してもそのご指定いただいた配分割合が適用となります。

(4) 個人別管理資産額および脱退一時金相当額の移換に対する運用指図

次に掲げる資産の移換を行う場合、企業型年金制度においては特定の定めのない限り、規約に定める運用商品に100%配分され、個人型年金制度においては元本確保型の運用商品に100%配分されます。

他の運用商品の購入をご希望の場合には、運用商品のスイッチングにより、ご希望の運用商品を購入ください。

① 企業型年金制度または個人型年金制度からの個人別管理資産の移換

② 厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会からの脱退一時金相当額の移換

2 必ず、ご加入者等ご自身で運用指図を行ってください。当社がアンサーセンターにて運用指図を受ける際には、ご加入者等の登録情報をお伺いしご本人であることを確認させていただきます。また、アンサーネットのご利用に際しては、ご登録いただいているIDおよびパスワードにて確認させていただきます。

3 当社が前項の方法に従って本人確認を実施したうえは、不正使用等があっても照会、取引等を有効なものとして取り扱います。

4 IDとパスワードは本サービスを利用するうえで非常に重要です。第三者の目にふれるところに書き留めたり、第三者に教えたりせず、ご自身で厳重に管理していただきますようお願いいたします。IDとパスワードが第三者に知られた時、または知られたと思われる時は、直ちに再発行の手続きをお取りください。パスワードについては、アンサーネットにおいてご加入者等ご自身により変更することが可能です。また、当社から変更をお願いすることがあります。なお、当社からご加入者等に対しパスワード等をおたずねすることはありません。

5 アンサーネットのご利用に際しては、アンサーネット利用規定をご確認ください。

6 給付、還付、個人別管理資産の移換または手数料徴収等に伴い個人別管理資産の売却が行われる際には、スイッチングの運用指図が一定期間できなくなることがございますので留意ください。

(運用指図の取りまとめ締め切り時間と取引の執行)

- 第7条** 毎営業日の24時まで(毎月の掛金に対する運用指図もしくは他の制度からの資産に対する運用指図または他の確定拠出年金制度からの個人別管理資産もしくは厚生年金基金等からの脱退一時金相当額に対する運用指図の場合には、所定の日まで)に受け付けたいご加入者等の運用指図に基づき、翌営業日に資産管理機関または事務委託先金融機関に取りまとめた運用指図を通知します。
- 2 資産管理機関または事務委託先金融機関は、原則として運用指図の取りまとめの通知がなされた日に商品提供機関に取引の申込みを行います。商品提供機関がその日に申込みを受付できない場合には、翌営業日以降最初に申込みが可能になった日に商品提供機関に取引の申込みを行います。
- 3 企業型年金制度において入金予定額と資産管理機関に実際に入金された額に齟齬がある場合、または資産管理機関への着金が所定の時間内に確認できない場合には、運用指図の資産管理機関への通知は翌営業日以降となる場合があります。

(スイッチングの場合の取引の執行)

- 第8条** 保有している運用商品を売却し、他の運用商品を購入する運用指図を行う場合には、売却と購入の運用指図を同時に受け付けますが、購入の取引は、売却代金が資産管理機関または事務委託先金融機関へ入金された後、所定の日に執行されます。

第4章 企業型年金加入者掛金

(企業型年金加入者掛金の拠出)

- 第9条** ご加入者が属している企業型年金制度の事業所で企業型年金加入者掛金(以下「加入者掛金」といいます。)の拠出が選択可能な場合は、確定拠出年金制度へのご加入の際または加入者掛金の拠出が可能となった際に、規約等により提示されます。また、加入者掛金拠出の状況については、アンサーネットまたはアンサーセンターを通じて確認することができます。

(加入者掛金拠出にかかる取扱い)

- 第10条** 事業主と当社の間で加入者掛金拠出にかかるオプションサービス(以下「ワイドサポート」といいます。)を含む契約が締結され、有効に継続している場合に限り、ご加入者はアンサーネット、アンサーセンターまたは当社所定の書類のいずれかの方法により、加入者掛金の拠出にかかる取扱いを申し込むことができます。
- 2 必ず、ご加入者ご自身で申込を行ってください。当社がアンサーセンターにてご指定を受ける際には、ご加入者の登録情報をお伺いしご本人であることを確認させていただきます。また、アンサーネットのご利用に際しては、ご登録いただいているIDおよびパスワードにて確認させていただきます。
- 3 当社が前項の方法に従って本人確認を実施したうえで、不正使用等があっても照会、申込等を有効なものとして取り扱います。
- 4 IDとパスワードはワイドサポートを利用するうえでも非常に重要です。第三者の目にふれるところに書き留めたり、第三者に教えたりせず、ご自身で厳重に管理していただきますようお願いいたします。IDとパスワードが第三者に知られた時、または知られたと思われる時は、直ちに再発行の手続きをお取りください。パスワードについては、アンサーネットにおいてご加入者ご自身により変更することが可能です。また、当社から変更をお願いすることがあります。なお、当社からご加入者に対しパスワード等をおたずねすることはありません。
- 5 アンサーネットのご利用に際しては、アンサーネット利用規定および「損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)ワイドサポート利用細則」をご確認ください。

(加入者掛金の拠出開始)

- 第11条** 加入者掛金の額は、選択可能な加入者掛金の額の範囲(下限1,000円)内で申し込めます。
- 2 ワイドサポートでは加入者掛金の額は、口座開設時以降または加入者掛金の拠出が可能となった時以降にアンサーネット、アンサーセンターまたは当社所定の書類のいずれかの方法により、申し込めます。希望月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時まで(ワイドサポートでは前日24時まで)に受け付けた申込は当月分に反映されます。ただし、規約によって、申込が特定の月に限定されている場合があります。

(加入者掛金の拠出停止または再開)

- 第12条** ワイドサポートでは加入者掛金の拠出開始後に、ご加入者が停止または再開をご希望する場合は、アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、希望月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時までにお申し出ください。ただし、規約によって再開が特定の月に限定されている場合があります。

(加入者掛金の額)

- 第13条** ワイドサポートでは加入者掛金の額の指定はアンサーネット、アンサーセンターまたは当社所定の書類を通じて受け付けます。希望月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時まで(ワイドサポートでは前日24時まで)に受け付けた申込は当月分に反映されます。
- 2 指定された加入者掛金の額(下限1,000円)は、変更のご指示がない限り、毎月の掛金に適用となります。ただし、事業主掛金に変更があった場合等で、ご指定の額ではお取扱いできないときは、所定の限度額の範囲(1,000円未満は0円)で変更されることがあります。
- 3 ワイドサポートでは加入者掛金の額の変更を希望される場合は、アンサーネットまたはアンサーセンターのいずれかの方法により、規約に定められた変更月の前月の資産管理機関に掛金が払込まれる日の前日24時までにお申し出ください。なお、規約に定める場合を除き加入者掛金の変更は年1回に限りましますのでご注意ください。

第5章 情報提供等

(運用商品に係る情報提供)

- 第14条** 当社は、確定拠出年金制度への加入時に、配分割合の決定にご活用いただけるよう運用商品に係る情報を記載した所定の書類等を交付します。また、加入後は少なくとも年1回は所定の情報を書類等により提供します。
- 2 加入者等への書類等による情報提供は、予め通知のあったご加入者等の自宅住所に送付することを原則とします。ただし、企業型年金制度においては、予め事業主等と合意した内容に従い、自宅住所宛または事業主等経由で送付します。
- 3 書類等による運用商品の情報提供の他に、アンサーネットまたはアンサーセンターを通じて運用商品に係る情報を提供いたします。

(個人別管理資産等の報告)

- 第15条** 当社は規約の定めに従い、定期的に個人別管理資産額およびお取引の明細などをお知らせしますので内容をご確認ください。また、アンサーネットまたはアンサーセンターを通じて、随時ご確認が可能です。
- 2 ご加入者等または死亡一時金を受け取ることのできる方が、個人別管理資産などの加入者等原簿の照会・閲覧をご希望される場合には、アンサーセンターにお申し出ください。

(各種問い合わせ窓口)

- 第16条** 各種お問い合わせは、アンサーセンターにて承ります。
- 2 ご加入者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします。ただし、当社はこの利用時間をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 3 制度運営上、お問い合わせ内容によってはアンサーセンターではご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(規定の改定)

- 第17条** この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、運営管理業務委託契約(またはその再委託契約)が変更された場合、その他必要を生じた場合には改定されることがあります。

(免責事由)

- 第18条** 当社は次に掲げる事由により生じるご加入者等の損害については、その責を負わないものとします。
- (1) 当社が第6条第2項または第10条の第2項の方法に従って本人確認を実施したうえで行った取引または通知
- (2) 通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)
- (3) 第16条第2項による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- (4) 天災、戦争、暴動、騒乱または変乱などの不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- 2 次の事由による個人情報の漏洩については、当社はその責を負わないものとします。
- (1) パスワード等の盗用による当社情報提供サービスへのアクセス(ただし、当社の故意・過失によるパスワードの盗用によるものを除きます。)
- (2) 郵便物・送付物の誤配もしくはそれらの配達後に発生した漏洩(事業主経由で配付する場合を含みます。)

(その他)

- 第19条** 次の場合には当社が定める所定のサービスを受けられなくなることがあります。またその結果、ご加入者等が損害を被った場合についても当社はその責を負いません。
- (1) 確定拠出年金制度に係る事由により当社が提出を求めた所定の書類等について、正当な理由なく提出を怠った場合
- (2) 正当な理由なくこの規定に定めるご加入者等の遵守事項に違反した場合

損保ジャパン日本興亜DC証券 アンサーネット利用規定(確定拠出年金用) (2014年9月1日改定)

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社(以下「当社」といいます。)に登録された確定拠出年金制度のご加入者および運用指図者(以下「ご加入者等」といいます。)が、当社のインターネットサービス「損保ジャパン日本興亜DC証券アンサーネット」を通じて各種サービス(以下「本サービス」といいます。)をご利用される際における取扱いを定めるものです。この規定に別段の定めがないときは、「確定拠出年金規約」および「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」に従います。

(サービスの利用)

第2条 本サービスは、当社に登録された確定拠出年金制度のご加入者等がご利用することができます。本サービスのご利用は、入力されたIDおよびパスワードが当社にご登録いただいたものと一致した場合にのみ行うことができます。

(利用時間)

第3条 ご加入者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします(詳しくは、「アンサーネットご利用の手引き」をご覧ください。)。ただし、当社はこの利用時間をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

2 システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

(サービスの種類)

第4条 ご加入者等がご利用できるサービスは、当社が定めるものとします(詳しくは、「アンサーネットご利用の手引き」をご覧ください。)。ただし、当社はご利用できるサービス内容をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

(運用指図)

第5条 ご加入者等が本サービスを利用して確定拠出年金制度において運用指図を行った場合は、ご加入者等がご指定された内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者等からの運用指図があったものとします。

(運用指図の執行)

第6条 前条の運用指図は、当社の「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」等の定めるところに従い、前条の運用指図の時に降、最初に可能となるときに執行します。

(申込みの取消・変更)

第7条 第5条のお申込みを取消す場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者等が本サービスを利用して行うことができます。

2 第5条の運用指図につきその内容を変更する場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者等が本サービスを利用して、変更前の内容を取消し、新たに変更後の運用指図を入力されることにより行うことができます。ただし、確定拠出年金における拠出金額の配分割合を変更する場合は、変更前の運用指図を取消すことなく、直接変更後の運用指図を入力することができます。

(申込み内容の照会)

第8条 第5条の運用指図の内容は本サービスを利用して照会することができます。

(各種通知)

第9条 ご加入者等は、当社に通知いただくべき事項を必要書類の提出に替えて、本サービスを利用して通知を行うことができます(当社が定める事項に限ります。)

この場合は、ご加入者等が通知内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者等からの通知があったものとします。

(通知内容の照会)

第10条 前条のご加入者等から通知いただいた内容は本サービスを利用して照会することができます。

(免責事由)

第11条 当社は次に掲げる事由により生じるご加入者等の損害については、その責を負わないものとします。

- ① 当社にご登録いただいているIDおよびパスワードの一致を確認して行った取引、または通知
- ② 通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)
- ③ 第3条、第12条第2項または第13条の規定による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- ④ 天災地変その他不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能

(サービスの中止)

第12条 ご加入者等からお申出があったときは、本サービスの提供を中止します。

2 当社は、やむを得ない事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。この場合、当社は、遅滞なくその旨をご加入者等に通知するものとします。

(サービス利用の禁止)

第13条 当社は、ご加入者等が本サービスをご利用いただくことが不相当であると認めるときは、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(規定の改定)

第14条 この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、その他必要を生じた場合には改定されることがあります。

個人情報取扱について

1. 弊社は、お客様のお名前・ご住所・電話番号・生年月日・メールアドレスなどの個人情報、及びお客様の資産の運用状況などの情報を確定拠出年金運営管理業務およびその付随業務（プラン設定、口座開設、制度移行、受換、給付裁定、還付など）遂行のために利用するほか、下記①、②および、その他業務上必要とする範囲内で、取得・利用・預託・提供または登録をおこないます。

- ①資産運用、年金制度などに関する情報提供サービスの実施、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発をおこなうこと。
- ②弊社が、上記業務のために、グループ企業や業務提携先、お客様が指図された運用の方法（商品）に係る商品取扱機関、国民年金基金連合会、医療機関、給付金の請求・支払いに関する関係先、などに提供をおこない、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

弊社の個人情報保護方針、個人情報の開示のご請求、弊社のグループ企業や業務提携先企業等については、弊社のホームページ (<http://www.sjnk-dc.co.jp>) をご覧いただくか、下記の窓口までお問合せください。

〈個人情報に関するお問い合わせ窓口〉

ご加入者サービス部 アンサーセンター（管理者：個人情報担当）

お問い合わせフォーム：<http://www.sjnk-dc.co.jp/ja/formprivacy/>

（携帯電話からはアクセスできません。）

〈個人情報保護管理者〉

個人情報保護統括責任者

2. 弊社アンサーセンターでは電話を通じて取得したお客様の個人情報については、個人情報保護方針に掲げました利用目的のために録音をおこなっていますので予めご了承ください。

3. 弊社は運営管理業務の遂行により入手した加入者などにかかる個人情報を、次に定める場合を除き、委託（または再委託）を受けた業務以外の目的で第三者（事業主を含む）に対して使用し、または開示することはありません。

- ①弊社および本制度における資産管理機関若しくは商品提供機関に対し、本制度の実施のために必要な範囲に限って提供する場合。
- ②運営管理業務委託契約（または再委託契約）上の義務の履行以外の目的の使用または第三者への開示について、使用目的を特定した上で、加入者などから事前の書面による同意を得た場合。
- ③法令、諸規則または裁判所の判決若しくは命令に基づいて、行政機関または裁判所に対して開示すべき義務を負う場合。

4. 次の事由による個人情報の漏洩については、弊社はその責を負わないものとします。

- ①パスワード等の盗用による弊社情報提供サービスへのアクセス（ただし、弊社の故意・過失によるパスワードの盗用によるものを除く）
- ②郵便物・送付物の誤配もしくはそれらの配達後に発生した漏洩（事業主経由で配付する場合を含む）



SOMPO ホールディングス

損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

本資料は 2017 年 1 月現在の法令などにより作成しております。

2017年1月改訂
0040146160300